

令和7年度(2025年度)

認定こども園／保育園

入園のご案内



豊橋市

目次

1. 保育園・認定こども園・幼稚園について	1
2. 園見学について	
3. 受入可能月齢	2
4. クラス年齢／卒園	
5. 保育の必要な事由の認定について(2号/3号認定)	3
6. 「妊娠・出産」、「育児休業」の認定に関する留意事項	4
「妊娠・出産」の認定で新規入園する場合	
「保護者の育児休業」の認定で新規入園する場合	
「保護者の育児休業」へ認定変更する場合	
7. 保育必要量	5
8. 保育時間	6
9. 延長保育	
10. 申込方法／期間	7
申込方法	
申込みの際の注意点	
4月1日入園 一次申込み	
4月1日入園 二次申込み	
年度途中入園	
育児休業復帰者を対象とした保育利用予約制度	
11. 提出書類	11
すべての方が提出する書類 (1～3号認定共通)	
2号認定／3号認定を受ける方が提出する書類	
該当する方が提出する書類(1～3号認定共通)	
家庭で保育ができないことを証明する書類 (2号認定／3号認定)	
12. 転園について	14
13. 取下げについて	
14. 選考について	15
選考方法のイメージ(パターンB)	
保育所入所基準指数表	
15. きょうだい同時申込みについての意向確認	19
きょうだい同時申込みの意向【例】	
16. 結果通知について	21
保育の必要性の認定について	
内定／内定なし	
17. 他市にお住まいの方	22

18. 広域入所	
豊橋市にお住まいで、豊橋市外の保育施設を利用したい方	
豊橋市外にお住まいで、豊橋市内の保育施設を利用したい方	
19. 入園後について	23
保育時間	
認定の変更	
退園	
施設の利用ができなくなる場合	
20. その他	25
注意事項	
支給認定証の交付について	
マイナンバーの取扱いについて	
21. 保育料／副食費	26
保育料の軽減	
副食費の軽減	
保育料徴収額及び副食費負担額表	
納入について	
22. 特別支援保育	29
23. 休日保育	31
24. 預かり保育	32
25. 一時預かり	33
26. 病児保育	34
27. 区域別園一覧	35
認定こども園・保育園一覧	
幼稚園一覧	
28. 園基本情報一覧	39
29. Q&A	43

1. 保育園・認定こども園・幼稚園について

	施設の特徴
保育園	家庭で保育のできない保護者に代わって子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る児童福祉施設
認定こども園	保育園と幼稚園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

		保育の 必要な事由	年齢	認定区分	入園の 申込み方法
保育園		必要	0～5歳	満3歳以上：2号認定 満3歳未満：3号認定	必要書類を受付 期間中にご提出く ださい。
認定 こども園	保育 部分	必要	0～5歳	満3歳以上：2号認定 満3歳未満：3号認定	
	教育 部分	不要	3～5歳	1号認定	希望する園へ 直接お問い合わせ 合わせください。
幼稚園		不要	3～5歳	一部の幼稚園では 1号認定が必要	

※こども園の1号認定で在園中の児童が2号認定への変更を希望する際も申込みが必要であり、選考の対象となります。(詳しくは14ページをご確認ください。)

2. 園見学について

各園それぞれの教育方針、受入可能月齢や開所時間、実費徴収費、延長料金等、園によって異なるものもあります。申し込むすべての園について園見学などにより把握したうえでお申込みください。園見学を希望する場合は、各園にお問い合わせいただき、日程等あらかじめ調整してください。

入園を希望する施設を見学し令和7年度の申込みにあたっての説明を園から直接受けましたら、「保育施設等利用申込チェックリスト」に説明を受けた日付をご記入ください。なお、可能な限り、お子さんを連れて園見学をしてください。

3. 受入可能月齢

(令和6年7月1日時点)

園名	0歳受入可能月齢	園名	0歳受入可能月齢
ひまわり保育園	満6か月	むかい山こども園	6か月
塩満保育園	11か月	昭和保育園	2か月 (産休明けから)
玉川保育園	11か月	正林寺保育園	10か月
天伯保育園	満6か月	岩田こども園	6か月
東観音寺保育園	満6か月	東部保育園	6か月
長栄保育園	6か月	円通寺保育園	6か月
下条保育園	6か月	高師東こども園	満8か月
野依保育園	満6か月	緑が丘こども園	満7か月
豊南保育園	満6か月	明照保育園	10か月
高塚保育園	満6か月	おおさきこども園	8か月
あしはら保育園	満6か月	三宝こども園	満6か月
二川東保育園	満6か月	老津保育園	満6か月
谷川保育園	満6か月	大村こども園	満6か月
春日保育園	満6か月	豊橋才能教育こども園	12か月
東山保育園	満6か月	希望が丘こども園	12か月
羽田保育園	10か月	二川幼稚園	11か月
福岡保育園	8か月	牛川育英幼稚園	満1歳
牛川保育園	8か月	恵日こども園	1歳
花ヶ崎保育園	8か月	希望が丘第二こども園	12か月
前芝保育園	8か月	豊橋旭こども園	満1歳
こまどり保育園	8か月	悟真寺幼稚園	満1歳
柱保育園	8か月	こぼとこども園	満6か月
ひばり保育園	8か月	上庄 夏の空こども園	6か月
三郷保育園	満6か月	豊橋中央幼稚園	—
松葉保育園	満6か月		
あくみ保育園	満6か月		
往完保育園	満6か月		
石巻保育園	6か月		
みどり保育園	満6か月		
高山保育園	6か月		
賀茂保育園	満6か月		
吉田方保育園	満8か月		
吉田方西保育園	10か月		
磯辺保育園	6か月		
植田保育園	8か月		
杉山保育園	6か月		
岩西保育園	満6か月		

【満～か月/歳】
入園希望月の1日時点の
月齢/年齢

【～か月/歳】
入園希望月中になる
月齢/年齢

☆受け入れ可能月齢は園ごとに異なります。年度途中に変更する場合がありますため、お申込み前に必ず豊橋市役所保育課ホームページに掲載されている受入可能月齢の一覧をご確認いただくか、入所希望園へお問い合わせください。令和7年度から新吉保育園は、つつじが丘保育園(仮称)へ移転する予定です。

4. クラス年齢/卒園

クラス年齢	生年月日	卒園
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年3月31日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日
0歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月31日

5. 保育の必要な事由の認定について(2号/3号認定)

保育園や認定こども園の保育部分(2号または3号認定)を利用するには、家庭で保育ができない事由が認められる必要があります。また、保育の必要な事由によって認定期間が異なります。

保育の必要な事由	条件	認定期間
就労	1月あたり64時間以上の労働をしている場合	就労が継続している期間
妊娠・出産	母親が出産前後である場合 ☆「妊娠・出産」の認定の留意事項については、4ページをご確認ください。	出産予定日の前2か月から産後8週間経過後の月末まで (多胎児の場合は出産予定日の前4か月から産後8週間経過後の月末まで)
保護者の疾病・障がい	保護者が疾病または心身に障がいがあり、常に保育ができない場合	医師の作成した診断書に記載されている期間
同居親族等の介護・看護	疾病または心身に障がいがある同居または長期入院している親族を常時(24時間)介護・看護している場合	医師の作成した診断書に記載されている期間
災害復旧	災害(火災、風水害、震災等)の復旧にあたっている場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合 ※育児休業の認定が終了する月の翌月からの「求職活動」の認定は認められません。	3か月間
就学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学しているまたは公的職業訓練を受けている場合(1月あたり64時間以上)	在学証明書等に記載されている期間
保護者の育児休業	育児休業取得前にすでに「就労」の認定で2号または3号認定を受けながら保育施設を利用しており、継続利用が必要な場合 ☆「保護者の育児休業」の認定の留意事項については、4ページをご確認ください。 ※ <u>両親ともに育児休業を取得している場合は2号/3号認定を受けることはできません</u>	育児休業期間(原則1年) ※勤務先で育児・介護休業法に基づく育休を取得している方は育休延長の手続きをすれば延長可能な場合があります

その他の理由で保育を希望する場合は、保育課に相談してください。

ただし、「下の子に手がかかるため」、「来年小学校へ就学するため」、「集団生活に慣れさせるため」、「友達がいないため」というような理由のみでは2号/3号認定を受けることはできません。

6. 「妊娠・出産」、「育児休業」の認定に関する留意事項

〈「妊娠・出産」の認定で新規入園する場合〉

入園児童のクラス年齢	留意事項
0～2歳児クラス	「妊娠・出産」の認定期間が終了した後、 <u>「育児休業」の認定での継続利用はできません</u> (認定期間が終了したら退園)
3～5歳児クラス (年少以上)	「妊娠・出産」の認定期間が終了した後に 「育児休業」の認定で継続利用する場合、 <u>育児に専念している最年少児童が1歳になるか入所年度内の どちらか早い方までに就労復帰することが必須です</u> (遅くとも、入園した年度の3月には就労の認定に変更することが必要)

※すでに1号認定で認定されている場合、「妊娠・出産」への認定変更は、「妊娠・出産」の新規申請として扱います。

〈「保護者の育児休業」の認定で新規入園する場合〉

入園児童のクラス年齢／条件		留意事項	
0～2歳児クラス		<u>入園不可</u>	
3～5歳児 クラス (年少以上)	勤務先で育児・介護 休業法に基づく 育児休業を 利用している方 (地方公務員法に 基づく育児休業 を含む)	<u>育児に専念している最年少児童が1歳になる</u> または <u>入園月が属する年度内</u> のどちらか早い方までに就労復帰する	入園可能 (ただし、就労復帰 できないことが 判明した時点で 退園となります)
	上記以外の方	<u>育児に専念している最年少児童が</u> <u>満1歳になる誕生月の月末</u> または <u>入園月が属する年度内</u> のどちらか早い方までに就労復帰する	入園可能 (ただし、就労復帰 できないことが 判明した時点で 退園となります)
		<u>育児に専念している最年少児童が1才以上</u>	<u>入園不可</u>

※すでに1号認定で認定されている場合、「保護者の育児休業」への認定変更は、「保護者の育児休業」の新規申請として扱います。

〈「保護者の育児休業」へ認定変更する場合〉

「疾病・障がい」や「介護・看護」など「就労」以外の事由で保育認定を受けている方が出産され、育児に専念される場合の「保護者の育児休業」の認定期間は、「保護者の育児休業」の認定で新規入園する方と同じです。ただし、「保護者の育児休業」の認定期間終了後は、変更前の認定に変更することが可能です。

7. 保育必要量

保育の必要な事由によって保育必要量が区分されます。各園の開園時間等については39～42ページをご確認ください。

保育必要量	保育時間
保育標準時間(長時間保育)	1日11時間以内の利用
保育短時間(通常保育)	1日8時間以内の利用

保育の必要な事由		保育必要量
就労	実働時間 1月あたり120時間以上	保育標準時間
	実働時間 1月あたり64時間以上	保育短時間
妊娠・出産		保育標準時間又は保育短時間が選択可能
保護者の疾病・障がい		保育標準時間又は保育短時間が選択可能
同居親族等の介護・看護		保育標準時間又は保育短時間が選択可能
災害復旧		保育標準時間又は保育短時間が選択可能
求職活動		保育短時間
就学	就学時間 1月あたり120時間以上	保育標準時間
	就学時間 1月あたり64時間以上	保育短時間
保護者の育児休業		保育短時間

【注意点】

- ☆子どものための教育・保育給付認定申請書裏面の希望する利用時間欄が未記入の場合は、一律、保育短時間とさせていただきますので、ご注意ください。
- ・就労／就学認定で標準時間の利用を希望していても、120時間以上(休憩を除く)/月に満たない場合、原則、保育標準時間の認定を受けることができません。
- ・在籍園の職員配置等の関係により標準時間の利用ができない場合がございますので、保育短時間から保育標準時間への変更を希望される場合は必ず事前に在籍園へご確認ください。

8. 保育時間

保育時間は、保育必要量の認定などによって異なります。また、保育時間前後を含めた開所時間は、各園により異なりますので、各園にお問合せください。

【一般保育】

クラスを主体とした保育は、午前8時から午後4時(土曜日は午後0時30分)が基本となります。

【保育短時間(通常保育)】

通常保育の時間の利用であり、概ね午後4時30分までにお迎え可能な場合の区分です。午後4時30分を超えると延長保育料がかかります。(園により異なります。)

【保育標準時間(長時間保育)】

長時間保育の利用であり、保護者の勤務時間などの理由で、常態としてお迎えが概ね午後4時30分までには不可能である場合の区分です。(園により異なります。)

9. 延長保育

保護者の勤務形態や恒常的な残業などやむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要な児童に対して、有料で延長保育を実施しています。

「保育短時間」認定の方は、午後4時30分を超える場合、「保育標準時間」認定の方は、概ね午後6時30分を超える場合に延長保育料がかかります。

延長保育を実施している園は37ページや39～42ページをご確認ください。延長保育の時間や取扱いについては、園により異なりますので、各園にお問合せください。

10. 申込方法／期間

〈申込方法〉

提出書類(詳しくは11～13ページをご確認ください)をホームページからダウンロードし(各園で受け取ることも可能です)、第1希望園へご提出ください。

豊橋市役所保育課への持参(平日のみ)も可能です。

※申込みの重複(第1希望園と保育課の両方への申込み)をしないようお気をつけください。

※土曜日または日曜日に第1希望園へ持参される場合は事前に園へご確認ください。

〈申込みの際の注意点〉

保育園または認定こども園の保育部分に在園中の児童が別の園へ転園の申込みをした場合、選考の結果にかかわらず、在園中の園は新たな申込みの入園希望月の前月末で退園となります。

詳しくは14ページをご確認ください。

☆入園月の1日に豊橋市にお住まいでない場合は、入園できません。

申込み受付時に申請者(保護者等)の本人確認をしますので、下記の本人確認書類をご用意ください。

(①の書類の場合は1点、②の書類の場合は2点をご用意いただく必要があります。)

- ① 写真付身分証明書・・・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
- ② 写真無身分証明書・・・年金手帳、戸籍・住民票、源泉徴収票、税金や公共料金の領収書など

〈4月1日入園 一次申込み〉

【申込期間】

令和6年9月2日(月)～令和6年9月10日(火)

【結果通知】

内定通知を12月頃、最終的な結果の確定をお知らせする通知を3月頃に郵送する予定です。

☆一次申込みで内定園が決まらなかった場合(保育の必要性が認められなかった児童を除く)は、二次申込みでお申込みされた方々と一緒に二次申込みにて選考対象となります。

〈4月1日入園 二次申込み〉

【申込期間】

令和7年1月6日(月)～令和7年1月10日(金)

【結果通知】

内定通知を2月頃、最終的な結果の確定をお知らせする通知を3月頃に郵送する予定です。

〈年度途中入園〉

【申込期間】

	入園希望月	申込期間
	令和7年5月	令和7年3月14日(金)～令和7年3月21日(金)
	令和7年6月	令和7年4月15日(火)～令和7年4月21日(月)
◎	令和7年7月	令和7年5月19日(月)～令和7年5月23日(金)
	令和7年8月	令和7年6月13日(金)～令和7年6月19日(木)
	令和7年9月	令和7年7月15日(火)～令和7年7月22日(火)
◎	令和7年10月	令和7年8月18日(月)～令和7年8月22日(金)
	令和7年11月	令和7年9月12日(金)～令和7年9月19日(金)
	令和7年12月	令和7年10月15日(水)～令和7年10月21日(火)
◎	令和8年1月	令和7年11月17日(月)～令和7年11月21日(金)
	令和8年2月	令和7年12月15日(月)～令和7年12月19日(金)
	令和8年3月	令和8年1月15日(木)～令和8年1月21日(水)

◎・・・年度途中の特別支援保育希望児童入園月

【結果通知】

最終的な結果の確定をお知らせする通知を入園月の前月中旬頃までに郵送する予定です。

〈育児休業復帰者を対象とした保育利用予約制度〉

育児休業を取得した保護者が、保育所への利用が内定している状況で安心して職場復帰に向けた準備ができるよう、育児休業復帰者を対象とした保育利用予約制度を実施します。

【対象者】

豊橋市民の方または利用希望月1日までに豊橋市に転入予定の方で、次の要件のすべてに該当する方

- (1) 子どもが1歳に達する日(誕生日の前日)やその前まで育児休業を取得し、育児休業終了後に保育施設等の利用を希望する方
- (2) 申込児童が令和6年10月2日～令和7年4月1日生まれの方
- (3) 申込児童が1歳に達する月において、利用を希望される方

※年齢到達は誕生日の前日で判断し、1歳に達する月以外の利用を希望された場合は受付をすることが出来ません

例)令和6年10月15日生まれ → 令和7年10月

令和6年12月1日生まれ → 令和7年11月

【対象利用希望月】

令和7年10月～令和8年3月

【受付場所及び受付期間】

受付場所:豊橋市役所保育課(東館2F)※各保育施設では受け付けできません

受付期間:令和7年6月2日(月)～令和7年6月6日(金)

【選考方法】

基本的な選考方法は通常での申込みと変わりませんが、利用希望月を問わず本制度の利用を希望されるすべての方で選考を行い、その中から入園予定者を決定します。

【申請後の流れ】

結果通知:令和7年7月末頃までに郵送する予定です。

保留となった場合:利用希望月から、保留通知に記載されている保留の有効期限まで毎月自動的に選考されます。ただし、自動的に選考に上がるのは、最長でも年度末までです。

11. 提出書類

保育の必要な事由によって必要な書類が異なります。

申込締切日までに提出された書類により審査します。保育の必要性を判断するための書類に不備がある場合は、保育の必要性を表す指数(詳しくは17～18ページ「保育所入所基準指数表」をご確認ください)に影響を及ぼす場合がありますので、ご注意ください。

〈すべての方が提出する書類（1～3号認定共通）〉

提出書類	
子どものための教育・保育給付認定申請書	申込児童一人につき1枚
マイナンバーカードの写し等のマイナンバーがわかる書類 (マイナンバーカードの写しをご提出できない場合は、マイナンバーが記載されている住民票など、マイナンバーが確認できる書類をご提出ください。) ※マイナンバーカードの写しをご提出いただく場合は、貼付用の台紙をご利用ください。	保護者(父母等)それぞれの分

〈2号認定／3号認定を受ける方が提出する書類〉

提出書類	
保育施設等利用申込チェックリスト	申込児童一人につき1枚
保育施設等利用申込書	
家庭で保育ができないことを証明する書類 (詳しくは13ページをご確認ください)	保護者(父母等)それぞれの分

〈該当する方が提出する書類（1～3号認定共通）〉

提出書類	対象者
在留カードの写し(両面) ※貼付用の台紙をご利用ください。	申込児童と同一世帯(同一敷地内、隣家含む)の在留カードをお持ちの方全員
多子世帯届	令和7年4月以降に18歳未満の児童が2人以上いる世帯で0歳～2歳児クラスに入園する第2子目以降の申込児童一人につき1枚 (同一世帯、同時入園の2人目以降の場合は不要)
副食費の特定教育・保育施設による徴収に係る給付費支給申請書兼委任状	令和7年4月以降に18歳未満の児童が2人以上いる世帯で3歳児以上(年少クラス以上、1号認定は満3歳児以上)クラスに入園する第2子目以降の申込児童一人につき1枚 (同一世帯、同時入園の3人目の場合は不要)
施設等在籍証明書 (施設等在籍状況申立書)	障害児通所支援を利用するきょうだいがいる申込児童一人につき1枚 ※施設等在籍証明書を申込期間までにご準備いただけない場合は、施設等在籍状況申立書をご提出いただき、障害児通所支援の利用開始後、施設等在籍証明書を必ず提出してください。
令和7年度 特別支援保育 児童状況調査票 (新規申込児童)	特別支援保育を希望する児童一人につき1枚

※保育料算定のため、マイナンバーで所得の確認ができない場合など、追加で書類のご提出をお願いさせていただきます場合があります。

〈家庭で保育ができないことを証明する書類（2号認定／3号認定）〉

保護者(父母等)それぞれ、以下のいずれかをご提出ください。

保育の必要な事由	提出書類
就労	<p>【すべての方（自営業の方を含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ←市指定の様式をご使用ください <u>※就労先で入園希望月の勤務予定を証明していただきご提出ください。</u> （入園希望月に就労することが読み取れない場合、認定ができない可能性があります。） <p>【自営業の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の状況が確認できる書類（就労証明書とあわせて提出） 例）直近の確定申告書の写し、請負契約書、帳簿、事務所等の賃貸契約書、パンフレット、ホームページ、営業許可証
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が確認できるページ） ※表紙は「交付日」・「No」・「保護者氏名」が確認できるよう写しをとってください ※多胎児の場合は、<u>それぞれの</u>母子健康手帳の写しをご提出ください
保護者の疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（すべての方） ←市指定の様式をご使用ください ・身体障害者手帳・療育手帳の写し（所持している場合）
同居親族等の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（すべての方） ←市指定の様式をご使用ください ・身体障害者手帳・療育手帳の写し（所持している場合）
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申立書 ←市指定の様式をご使用ください
就学	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍期間が分かる書類（学生証又は在学証明書） ・月あたりの授業時間数が分かる書類（時間割など）
保護者の育児休業	<p>【勤務先で育児・介護休業法に基づく育児休業を利用している方（地方公務員法に基づく育児休業を含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業期間の分かる書類の写し ・育児休業状況届 ←市指定の様式をご使用ください <p>【上記以外の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ←市指定の様式をご使用ください <p>※保育施設への入園と同時に就労復帰する場合は「就労」の認定となるため、「保護者の育児休業」の提出書類は不要です。</p>

12. 転園について

保育園または認定こども園の保育部分に在園中の児童が転園を希望し、新たに申込みをした場合、選考の結果にかかわらず、入園希望月の前月末で在園中の園は退園となります。
(在籍中の園を希望園の一つとしてお申込みいただくことは可能です。)

2・3号認定→2・3号認定の転園 (希望園のひとつが在籍園である場合を含む)	新たな申込みの入園希望月の前月末で在籍していた園は退園となります。
1号認定→2号認定の転園 (在籍園での1号認定→2号認定への変更を含む)	選考の結果、2号認定で入園できなかった場合に保留中も引き続き1号認定で通い続けることが可能かどうか、 <u>在籍園でご確認ください。</u>

☆転園のお申込みをする場合は、在籍園へ必ずお伝えください。退園の手続きが必要となります。
(詳しくは24ページをご確認ください。)

13. 取下げについて

入園の申込みを取下げるには、豊橋市役所保育課で「教育・保育給付認定申請/保育施設等利用申込取下げ届出書」をご記入いただく必要があります。
内定が決まっていた方は、取下げをする旨、内定園へも速やかにご連絡ください。

【対象者】

- ・保留となり、その後の選考が必要ない方
- ・内定園が決まったが、辞退されたい方
(内定園の変更はできないため、園の変更を希望する場合は、再度お申込みください。)

【注意事項】

- ・決定した保育施設等を辞退する場合は、保育施設等利用承諾書を返却してください。
- ・認定申請の取下げをする場合で、支給認定証を持っている方は返却してください。
- ・利用可能となった施設の入園を辞退する場合、保育施設等利用保留通知書は交付できません。
- ・取下げ後、再度認定、保育利用を希望する場合は、改めて申請が必要となります。
- ・取下げ自体を撤回することはできませんので、予めご注意ください。
- ・利用可能となった施設の入園を辞退した場合、次に申込みする際の指数や選考に影響する可能性があります。(詳しくは18ページ参照)

☆入園月の前月末までに保育課にて取下げを行わなかった場合は、保育施設等の利用の有無にかかわらず、保育料が発生するため、ご注意ください。

14. 選考について

選考は、「保育所入所基準指数表」(17～18ページ)に基づいてご家庭の状況に応じて保育の必要性を点数化し、点数の高い世帯から順に、空きのある希望園へ入園の内定を行います。選考はクラス年齢ごとに行われます。

☆選考は、保育所及び認定こども園の保育部分(2・3号認定)を利用する場合にのみ行われます。

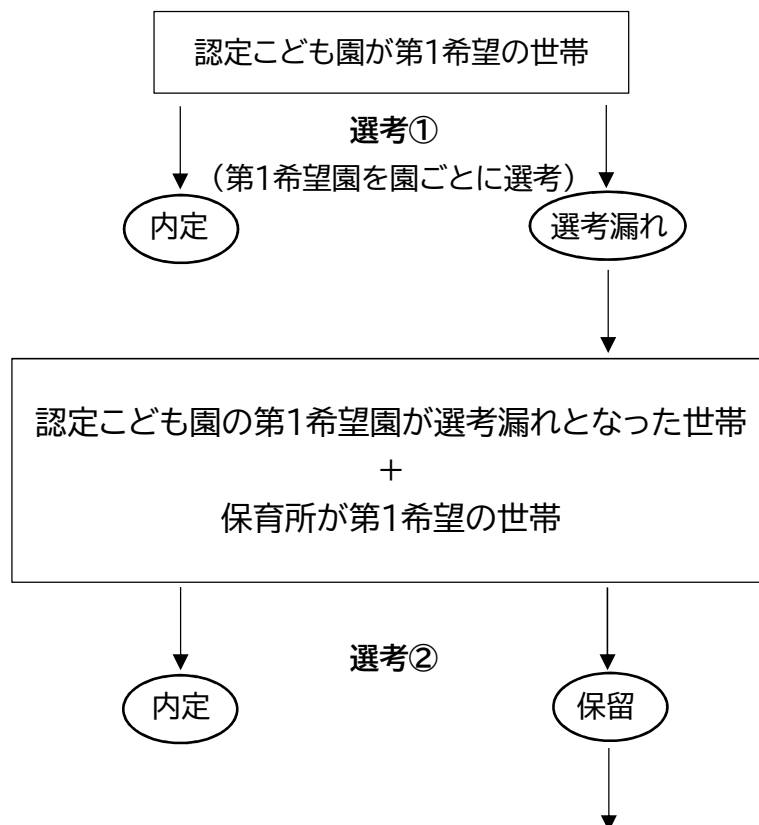
☆選考方法は2種類ありますが、令和7年度(年度途中入園含む)についてはパターンBを用います。

【パターンA】施設の種別(保育所、認定こども園)に関わらず全体で選考

【パターンB】認定こども園は第1希望の園ごとに先に選考し、その後、第1希望の認定こども園に内定しなかった世帯と保育所を第1希望としている全世帯で再度選考

※原則の選考方法はパターンAですが、過去3年間待機児童0人などの要件を満たす場合にのみパターンBが適用されます。翌年度以降の選考方法が同一とは限りませんので、あらかじめご承知おきください。

【パターンBの流れ】



☆保留通知に記載されている保留の有効期限までは、毎月自動的に選考されます。ただし、自動的に選考に上がるのは、最長でも年度末までです。

〈選考方法のイメージ（パターンB）〉

	A 保育園	B 保育園	C 保育園	D こども園	E こども園
受入可能児童数	2人	1人	5人	3人	2人

児童	点数	第1希望園	第2希望園	第3希望園	第4希望園	第5希望園
児童1	40	A 保育園	B 保育園	D こども園		
児童2	40	D こども園				
児童3	40	E こども園	C 保育園	B 保育園	A 保育園	D こども園
児童4	40	B 保育園	D こども園	A 保育園		
児童5	39	B 保育園	E こども園	C 保育園	A 保育園	D こども園
児童6	39	E こども園				
児童7	38	E こども園	B 保育園	A 保育園	C 保育園	
児童8	36	B 保育園	E こども園	D こども園	A 保育園	C 保育園
児童9	35	B 保育園	A 保育園	D こども園		
児童10	35	A 保育園	B 保育園	E こども園	D こども園	C 保育園
児童11	35	D こども園	E こども園			

【選考①】

認定こども園が第1希望の世帯のみ、第1希望園の園ごとに選考

受入可能児童数を超える申込みがあった場合は、園ごとに点数の高い世帯から順に内定となります。

この時点での内定者：児童2、3、6、11

D こども園：募集3人、選考①の内定者2人のため、選考②に1人分の空きができる

E こども園：募集2人、選考①の内定者2人のため、選考②の空きはなくなる

【選考②】

認定こども園の第1希望園が選考漏れとなった世帯(①の保留者)と保育園が第1希望の世帯で選考

点数の高い世帯から順に空きのある園へ内定が決まります。

内定者：児童1、4、5、7、8、10

保留者：児童9

保育所入所基準指数表

豊橋市福祉事務所

【入所選考の考え方】

- ・利用申込みが各保育所等の受入可能児童数を超過した場合、指数合計の大きい者から入所できるものとする。
- ・指数は、基本指数（父母の状況）＋補正指数で求めるものとする。
- ・指数合計が同点の場合は、同点の場合の優先順位が高い者から入所できるものとする。

【申請にあたっての注意点】

- ・申込締切日までに提出された書類等により審査する。
- ・書類の不備により保育の必要性の指数化の判断ができない場合は、同事由が該当する区分及び形態の最低点から－1点した指数をその者の基本指数として扱う。また、補正指数や同点の場合の優先順位が判断できない場合もそれぞれが該当しないものとして扱う。

○基本指数（父・母の状況）

区分	形態	就労内容	指数	父	母	
1号	自営業以外	1か月20日以上 1日7.5時間以上	20			
		1か月20日以上 1日6時間以上	18			
		1か月20日以上 1日4時間以上	16			
		1か月16日以上 1日7.5時間以上	17			
		1か月16日以上 1日6時間以上	14			
		1か月16日以上 1日4時間以上	13			
		上記のいずれにも該当しないが、1か月64時間以上	12			
	内職		9			
	自営業（農業含む）	居宅外労働	自営業中心者 1か月20日以上 1日7.5時間以上	20		
			自営業中心者 1か月16日以上 1日4時間以上	16		
			自営業協力者 1か月20日以上 1日7.5時間以上	14		
			自営業協力者 1か月16日以上 1日4時間以上	12		
			上記のいずれにも該当しないが、1か月64時間以上	11		
		居宅内労働	自営業中心者 1か月20日以上 1日7.5時間以上	19		
自営業中心者 1か月16日以上 1日4時間以上			15			
自営業協力者 1か月20日以上 1日7.5時間以上			13			
		自営業協力者 1か月16日以上 1日4時間以上	11			
		上記のいずれにも該当しないが、1か月64時間以上	10			
2号	出産等	出産	18			
3号	入院	入院中もしくは入院予定の者	20			
		入院に相当する治療や常時安静を要する自宅療養で常に病臥している者	20			
	自宅療養	精神性、感染性等の疾病で長期療養を要する者	18			
		1か月以上の疾病で週3日以上通院を要する者	16			
		医師の診断にて安静を要すると診断された者、あるいは1か月以上の疾病で上記以外の者	12			
		身体障害者1・2級/精神障害者手帳1・2級/療育手帳A判定	20			
	心身障害者	身体障害者3・4級/精神障害者手帳3級/療育手帳B判定	16			
身体障害者5・6級/療育手帳C判定		12				
4号	介護・看護	きょうだいの母子通園	20			
		同居の親族(祖父母・両親・きょうだい)の自宅介護・看護	16			
		入院している親族の介護・看護(常時、父もしくは母の介護・看護を必要とする場合に限り)	14			
5号	災害	家庭の災害復旧	20			
6号	求職活動	求職活動(起業の準備含む。)を継続的に行っている場合	5			
7号	通学	学校教育法に定める学校等の教育施設に通学している場合(通信教育は除く)			自営業以外に準ずる	
	職業訓練	公共職業訓練施設等において訓練を受けている場合				
8号	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われる恐れがあると認められる場合	20			
9号	DV	配偶者からの暴力(DV)により子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合	20			
その他		育児介護休業法に基づく育児休業の場合(最年少児が満1歳に達するまで育児に専念する場合含む)	4			
		上記以外で社会的養護の観点から市長が特に必要と認める場合	(*1)			

○補正指数

保護者の状況等	指数
ひとり親家庭	22
生活保護世帯	2
多胎児を妊娠している（妊娠・出産事由のみ）	2
1号 → 2号の認定変更の場合	6
希望施設を全て見学している場合	2
自宅住所がある区域（*2）の保育施設に申込みする場合	2
市内の保育施設または幼稚園で正規職員として就労する場合 （保育士・保育教諭・幼稚園教諭、医療的ケア児の保育に携わる看護師のみ）	優先 （*3）
市内の保育施設または幼稚園で就労する場合（正規職員以外） （保育士・保育教諭・幼稚園教諭、医療的ケア児の保育に携わる看護師のみ）	6
育休復帰が入所月の月末以後5か月以内（3歳以上児）新規入所に限る	-2
育休復帰が入所月の月末以後8か月以内（3歳以上児）新規入所に限る	-4
育休復帰が入所月の月末以後8か月以降（3歳以上児）新規入所に限る	-6
就労予定（通学予定含む） 市内の保育施設または幼稚園で就労する保育士・保育教諭・幼稚園教諭、医療的ケア児の保育に携わる看護師を除く	-3
入園内定（決定）後、自己都合（*4）で辞退し、入園予定月の同年度内に申込みをした場合	-10
現在保育料の滞納がある場合	-30

児童の状況等	指数
既にきょうだいが在園している（入所月時点で在園している場合に限る）	優先 （*3）
きょうだいが同時に新規入所申込みをする場合	7
特別な支援を必要とする児童（体験保育対象児）	8
きょうだいが障害児	2
0～2歳児のみ保育する園（あくみ・新吉）の卒園に伴い転園する場合（*5）	10
医療的ケア児（希望園に事前相談し、受入体制に目途が立っている場合に限る）	20

○同点の場合の優先順位

①	当該保育所等の希望順位が高いもの
②	保護者のいずれかが、市内保育所、市内認定こども園、市内地域型保育事業所に保育士又は保育教諭として勤務（予定を含む）の場合
③	同居（世帯が別であっても同一敷地または同一建物の場合含む）の祖父母がいない場合
④	希望する保育所等をきょうだいが利用している場合
⑤	きょうだいが同時に新規入所申込みをする場合
⑥	ひとり親世帯（祖父母同居なし）
⑦	ひとり親世帯（祖父母同居あり）
⑧	生活保護世帯
⑨	保育している就学前の子どもの多い世帯（住民票等にて確認できる同一世帯に限る。）
⑩	補正指数（滞納を除く）を含まない基本指数の高い世帯
⑪	本市保育料徴収額表の階層低位順（期限までに必要な税資料の提出がない場合、最高階層とする）。 同一階層の場合は保育料の算定に用いる課税年度の住民税の課税の基礎となる所得額（マイナスの場合は0とする。）が低い世帯を優先する。 同一所得額の場合は同一世帯の収入額合計等が低い世帯を優先とする。（新年度4月入所のみ）

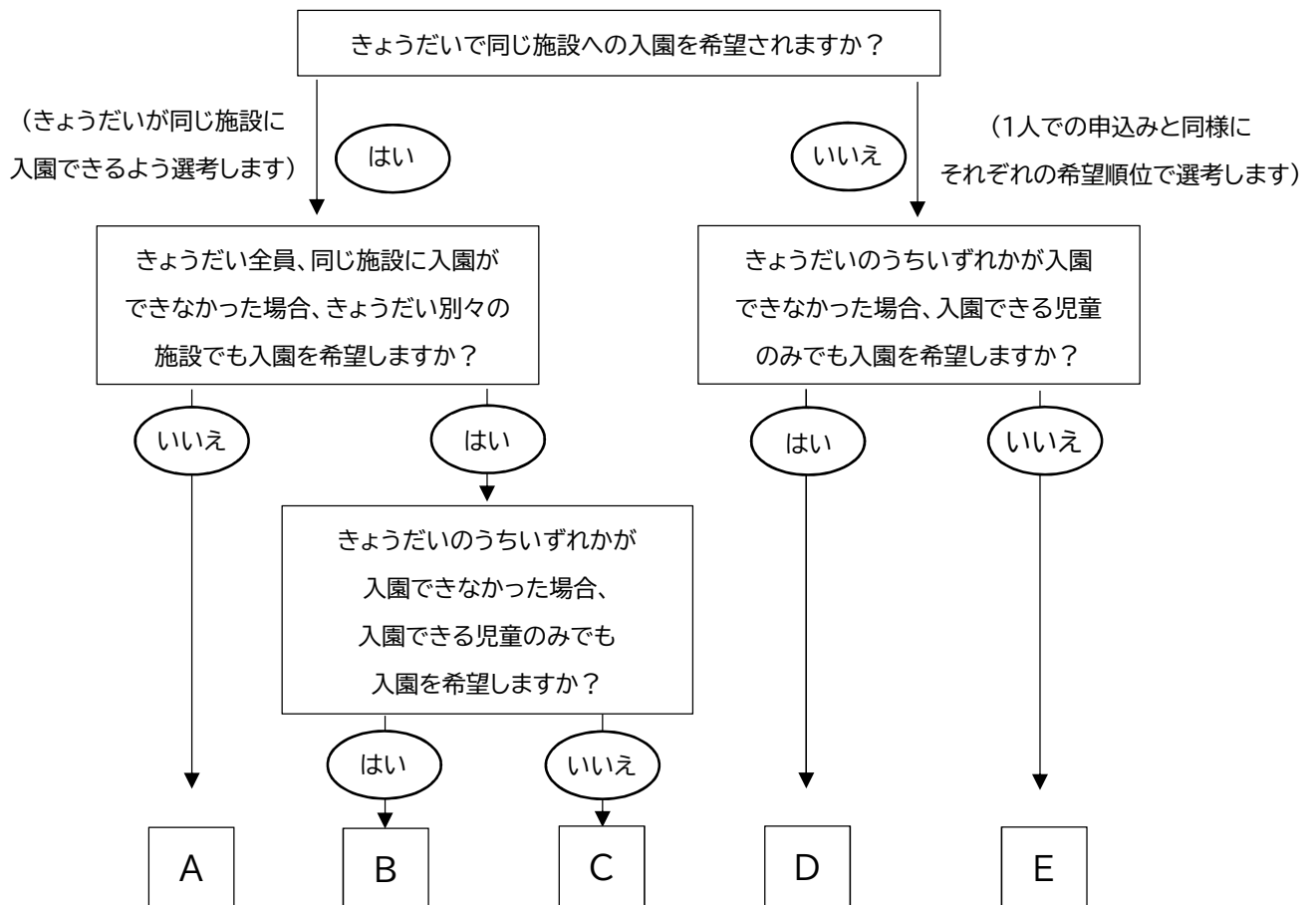
上記によっても決まらない場合は抽選とする

○備考

- * 1 当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する
- * 2 「入園のご案内」の「区域別園一覧」より該当する区域を判断する
- * 3 受入可能人数内において優先して入所するため、優先児童数が受入可能人数を超過した場合は優先児童のうちで指数が高い児童から入所できるものとする
- * 4 やむを得ない事情（児童の長期入院など本人の意思によらない事情）がある場合を除くが、「やむを得ない事情」かどうかを判断するための根拠書類等を提出していただく場合がある
- * 5 2歳児クラスの児童が翌年度4月からの入所を申し込む場合に限る

15. きょうだい同時申込みについての意向確認

きょうだいで同時に申込みされた方については、保育施設等利用申込チェックリストに記入された意向をもとに選考を行います。こちらのページに従ってチェックリストをご記入ください。また、優先順位が高い世帯から希望施設の順位に基づいて入園が調整できるよう意向を伺います。



A	きょうだい <u>全員</u> 同じ施設でないと入園を希望しない
B	きょうだい全員同じ施設を希望するが、入園できない児童がいても <u>入園できる児童だけでも入園</u> したい
C	きょうだい全員同じ施設を希望するが、 <u>別々の施設でも全員が入園できる場合のみ入園</u> したい
D	きょうだい <u>それぞれ</u> での選考を希望するが、入園できない児童がいても <u>入園できる児童だけでも入園</u> したい
E	きょうだい <u>それぞれ</u> での選考を希望するが、 <u>全員が入園できる場合のみ入園</u> したい

① 上の子が在園中で下の子のみを申し込む場合は「同時申込み」に該当しません。

② ①の場合でも、上の子が1号認定から2号認定へ変更もしくは転園する場合は「同時申込み」に該当します。

☆「B」、「C」を選択された場合、きょうだいで同じ施設に入園できることを優先するため、きょうだいのうち1人が希望順位の高い施設に入園できるような状況においても、希望順位は低いが、きょうだい全員が入園できる施設に決定する場合があります。

〈きょうだい同時申込みの意向【例】〉

【A、B、Cの例】 きょうだいの選考結果によって希望順位が低くてもきょうだい全員が入園できる施設に決定する可能性があります。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
第1子	○	○	○	⇒	第1子	—	入園決定
第2子	×	○	○		第2子	保留	入園決定

【A、C、Eの例】 1号認定で在園中の児童の2号認定への変更が保留となった際、1号認定で在籍園に通い続けられる場合でも、第2子は保留となります。

	第1希望		第1希望
第1子 (1号認定で在園中)	×	⇒	第1子 (1号認定で在園中)
第2子	○		第2子

	第1希望
第1子 (1号認定で在園中)	保留
第2子	保留

【Bの例】 きょうだいが別々の施設になる可能性があり、1人だけ入園決定となる可能性もあります。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
第1子	○	×	×	⇒	第1子	入園決定	—
第2子	×	×	×		第2子	保留	保留

【Cの例】 きょうだいで別々の施設となる可能性があります。なお、いずれかのきょうだいが入園できない場合、すべての児童が保留となります。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
第1子	○	○	○	⇒	第1子	保留	保留
第2子	×	×	×		第2子	保留	保留

【Dの例】 場合によっては、1人だけ入園決定となる可能性もあります。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
第1子	○	○	×	⇒	第1子	入園決定	—
第2子	×	○	×		第2子	保留	入園決定

【Eの例】 いずれかのきょうだいが入園できない場合、すべての児童が保留となります。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
第1子	○	○	×	⇒	第1子	保留	保留
第2子	×	×	×		第2子	保留	保留

16. 結果通知について

〈保育の必要性の認定について〉

結果	送付する通知
保育の必要性が認められた場合	子どものための教育・保育給付認定決定通知書
保育の必要性が認められない場合	子どものための教育・保育給付不認定通知書

☆3号認定の有効期間が3歳の誕生日の2日前までとなっている場合は、自動的に2号認定へ変更し、通知させていただきます。

〈内定／内定なし〉

保育の必要性が認められた児童については、以下の通知をお送りします。

結果	送付する通知	送付時期
選考の結果、 入園する園が 決まった場合	保育施設等 利用内定通知書	4月1日入園 一次申込み:令和6年12月頃 4月1日入園 二次申込み:令和7年2月頃 ※年度途中入園は発行されません。
	保育施設等 利用承諾書	4月1日入園:令和7年3月頃 年度途中入園:入園希望月の前月中旬頃
選考の結果、 入園する園が 決まらなかった場合	保育施設等 利用申込結果通知書	4月1日入園 一次申込み:令和6年12月頃 4月1日入園 二次申込み:令和7年2月頃 ※年度途中入園は発行されません。
	保育施設等 利用保留通知書 (毎回お送りします)	4月1日入園:令和7年3月頃 年度途中入園:入園希望月の前月中旬頃
	利用申込書の写し (初めての 申込み時のみ)	希望施設変更届をご提出いただいた場合は、 ご提出後初めての選考のみ 希望施設変更届の写しをお送りします。 (利用申込書の写しは 再度お送りいたしません。)
	希望施設変更届 (毎回お送りします)	

☆内定が決まらなかった場合、認定期間内(保留通知に記載されている保留の有効期限内)は毎月、自動的に選考されることとなります。ただし、自動的に選考されるのは、最長でも年度末までです。

☆利用申込書の写しは、初めての申込み時のみお送りするため、内定が決まるまで大切に保管してください。

17. 他市にお住まいの方

〈豊橋市に転入予定の方〉

申込み時点で豊橋市に住民票がない方も入園希望月の1日(4月1日申込みは3月31日)までに豊橋市へ住民票を異動することを条件に申込みができます。

豊橋市にお住まいの児童のみが豊橋市で認定を受けることができるため、結果通知は豊橋市への転入が確認でき次第、お送りします。

豊橋市外にお住まいの方で内定が決まった場合は、電話でご連絡させていただきます。(4月1日入園は、電話連絡はせず、内定通知をお送りします。)

☆「子どものための教育・保育給付認定申請書」の住所欄には、お住まいの住所に加え、豊橋市へ転入した後の住所及び時期を可能な限りご記入ください。

☆入園月の1日(4月1日申込みは3月31日)の時点で豊橋市内に住民票を異動されていることが確認できなかった場合は、内定が取り消しとなります。

18. 広域入所

〈豊橋市にお住まいで、豊橋市外の保育施設を利用したい方〉

里帰り出産や早朝からの就労など、豊橋市内の保育施設に通うことが難しく、他市町村の保育施設の利用を希望する方は、豊橋市役所保育課広域入所担当(51-2322)にお問い合わせください。

☆豊橋市内の保育施設等に在園中で、豊橋市外の保育施設を新たにお申込みする場合、選考の結果にかかわらず、入園希望月の前月末で豊橋市の在籍園は退園となります。

豊橋市内の保育施設に再度入園する際は、新規入所としてのお申込みが必要となります。

☆里帰り出産の場合は、里帰り先の児童の祖父母(65歳以下)の就労証明書も必要となります。

〈豊橋市外にお住まいで、豊橋市内の保育施設を利用したい方〉

お住まいの市町村で認定を受け、その市町村を通じて豊橋市へ申し込んでいただく必要があります。里帰り出産等の特別な理由が必要となる場合があるため、お住まいの市町村の担当窓口へご相談ください。また、入園希望月の申込期間中にご提出できるよう、併せてお住まいの市町村の担当窓口へご相談ください。

☆豊橋市内の保育施設等を利用しなければならない事情がある方の申込みに限ります。

☆原則、豊橋市にお住まいの児童の入所が優先されます。

19. 入園後について

〈保育時間〉

【入園当初の保育時間】

入園当初から長時間保育になりますと、お子さんにとって大きな負担となり、集団生活に慣れにくくなります。お子さんが園に慣れるため、短い保育時間から始めること(ならし保育)がありますのでご了承ください。

【土曜日の保育】

土曜日に、ご両親のどちらかが休日の場合は、極力ご家庭で保育をされるようお願いいたします。

【園児のお迎え】

園の利用は、就労時間などにより、実際に保育が必要な時間のみとなります。長時間園で過ごすことはお子さんの負担にもなりますので、お仕事が終わり、お迎え可能な時間となりましたら、速やかにお迎えに来ていただくようお願いいたします。

〈認定の変更〉

保育施設等を利用するには、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。入園後、以下に該当するようになったときは、在籍園へ申出の上、園経由で変更希望月の前月の20日まで(20日が土日祝の場合はその前の営業日まで)に必要書類の提出をお願いします。

※園への提出期日を20日より早く設定している園もありますので、在籍園でご確認ください。

- ・認定されている「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わる場合(就労先や勤務時間等、就労の状況が変わった場合や仕事を辞める場合など)
- ・利用時間(短時間・標準時間)の変更を希望する場合
- ・家族構成に変更が生じた場合(婚姻・離婚・単身赴任・祖父母等との同居など)
- ・保護者の転勤等により代表保護者を変更する場合

【必要書類】

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書 (在籍園でお受け取りください。)
- ・家庭で保育ができないことを証明する書類 (詳しくは13ページをご確認ください。)

【留意点】

- ・妊娠をされている方で「妊娠・出産」の認定以外でお申込みされる場合は、入園後に就労の実績などを確認させていただく場合があります。

〈退園〉

転園／退園の希望がある場合は、速やかに在籍園へお伝えいただき、転園または退園する月末までに在籍園を通じて「保育施設等退園届」をご提出ください。(提出期限を月末よりも早く設定している園もありますので、在籍園でご確認ください。)

なお、園の利用は原則月ごとですので、届け出があった月の末日の退園となります。

転園の場合は、転園希望月の申込期間中に提出書類を第1希望園へご提出ください。

豊橋市役所保育課への持参(平日のみ)も可能です。

(申込方法等については7～10ページをご確認ください。)

〈施設の利用ができなくなる場合〉

以下の1～4のいずれかに該当する場合は、保育施設の利用ができなくなります。

【1. 市外へ転出したとき】

保育施設の利用は、原則、月の初日に豊橋市内に住民票があることが条件となります。転出の予定がある場合は速やかに在籍園にお申し出いただき、園を經由して退園届の提出をお願いします。1号認定および幼稚園の退園届の提出については、在籍園でご確認ください。

【2. 保育施設を一定期間利用していないとき】

ご家庭の事情等を含め保育施設等を一定期間利用していない場合は、保育の必要性がなくなったと判断し、保育施設等を退園となる場合があります。

例) 出産のために里帰りするため、1か月以上登園予定がない場合

【3. 保育の必要性がなくなったとき(2号/3号認定の方)】

入園後に家庭の事情等により保育の必要性を満たす事由が無くなった場合は、認定を取り消し、保育認定として園の継続利用はできなくなりますので、速やかに在籍園または保育課に報告してください。

【4. 虚偽の申請や報告等をしたとき】

虚偽の申請や報告等をした場合、また、保育課からの報告等の求めに対し報告等を怠った場合は、認定を取り消し、在籍園を退園していただく可能性があります。

☆上記のいずれかの理由で遡って認定を取り消した場合は、該当期間お子さんを保育するために要した費用を保護者にご負担いただきます。(参考負担額:定員100名の園で0歳児標準時間認定の場合、最低限必要な費用のみで月額約20万円お支払いいただく場合がございます。)

20. その他

〈注意事項〉

- ①入園月の初日に豊橋市内に住民票がない方は原則、教育・保育給付認定ができません。
- ②各園の定員を超えて申込みがあった場合、希望どおりの入園ができないことがあります。
- ③保育料及び副食費の減免対象者を決定するため、税の申告をされていない方は、税の申告をしてください。また、課税内容を修正した場合には、速やかに市役所保育課へ連絡をしてください。
※申告の内容が確認できない場合、保育料が最高額となり、副食費の減免対象にもなりません。
※保育料の変更や副食費の減免対象月の決定は、事実の分かった月の翌月分からの対応になります。
- ④申込み後、仕事・住所・家族構成などに変更があった場合は、速やかに市役所保育課へご連絡ください。
(例: 単身赴任、婚姻、離婚、祖父母・兄弟同居/別居など)
※保育料の変更や副食費の減免対象月の決定は、事実の分かった月の翌月分からの対応になります。
- ⑤入園後、家庭で保育が可能となった場合は、教育・保育給付認定を取消し、退園となります。ただし、認定こども園(3歳以上児)については、教育・保育給付認定を変更し、1号認定で継続して利用できる場合があります。各認定こども園にご相談ください。
- ⑥虚偽の申請をした場合は、教育・保育給付認定を取消し、保育施設等の利用はできなくなります。
- ⑦幼稚園の入園手続き、利用料金などは各幼稚園にお問合せください。

〈支給認定証の交付について〉

教育・保育給付認定申請をされた方には、教育・保育給付認定区分、利用時間(保育標準時間・短時間)などを「教育・保育給付認定決定通知書」にて通知します。この「教育・保育給付認定決定通知書」については、ご家庭で大切に保管をしてください。

また、「教育・保育給付認定決定通知書」と同様の事項が記載され、認定資格を証する「支給認定証」の交付を希望する方については、別途交付申請が必要となりますので、豊橋市役所保育課までお問合せください。

※「支給認定証」の交付がなくても、認定こども園・保育園及び幼稚園の利用は可能です。

〈マイナンバーの取扱いについて〉

教育・保育給付認定申請をする際には、保護者(父母等)、申込みに係る児童、兄弟姉妹、同居/隣家の祖父母のマイナンバーを提供していただく必要があります。提供されたマイナンバーは、教育・保育給付認定及び保育施設の利用申込に関する事務にのみ利用します。また、マイナンバーの取扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき適正に取扱います。

21. 保育料／副食費

クラス年齢	保育料	給食費	
		主食費 (パンやごはん等)	副食費 (おかず等)
0～2歳児	保護者の市町村民税所得割額(下表参照)によって決定	保育料に含まれる	
3～5歳児 (1号認定の場合は満3歳以上の児童)	無料	実費	実費 (ただし、世帯状況や市町村民税所得割額により補助される場合あり)

☆主食費、副食費は園によって異なります。

☆園ごとに教材費実費等が必要となります。

それぞれの金額は園によって異なりますので、詳細は各園へお問合せください。

保育料の対象期間	算定の対象
令和7年4月～令和7年8月	令和6年度市町村民税所得割額
令和7年9月～令和8年8月	令和7年度市町村民税所得割額

※保育料/副食費は、登園日数にかかわらず、原則1か月分納入していただきます。

※保育料/副食費は、市町村民税所得割額により算定されるため、税申告に誤りがないか確認をしてください。年度途中で税申告の修正があった場合は保育課へご連絡ください。事実の分かった月の翌月分から保育料が変更となります。

※父母の市町村民税が課税されていないときは、同一世帯の祖父母の税額による場合があります。

【市町村民税所得割額】

市町村民税所得割額は、特別徴収税額通知書及び課税証明書からご確認いただけます。

※令和6年度の市町村民税所得割額は、定額減税の控除後の税額を使用します。ただし、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等については、控除を行う前の税額を使用します。

〈保育料の軽減〉

【第2子目以降】

18歳未満の児童が2人以上いる世帯の2子目以降の保育料は無料です。

【ひとり親世帯等】

市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯のうち、母子世帯、父子世帯、または在宅障害児(者)のいる世帯の保育料は、各階層の世帯区分「ひとり親世帯等」の金額です。また、カウントする子の年齢に関係なく、第2子目以降は無料です。

【低所得世帯】

市町村民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯の保育料は無料です。

〈副食費の軽減〉

【同一世帯同時入園】

同一世帯から異なる認定こども園、保育園、幼稚園等を利用している児童を含め、3人以上入園している場合、3子目以降の副食費は無料です。(1号認定の児童については、小学校第3学年までのきょうだいがいる場合、その児童もカウントします。)

【第2子目以降】

18歳未満の児童が2人以上いる世帯の2子目の副食費は 4,800 円を上限に助成があり、3人目以降は無料です。

【ひとり親世帯等】

市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯のうち、母子世帯、父子世帯、または在宅障害児(者)のいる世帯の副食費は無料です。

【低所得世帯】

2・3号認定における市町村民税所得割課税額 57,700 円未満および1号認定における市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯の副食費は無料です。

〈保育料徴収額及び副食費負担額表〉

令和6年度 豊橋市保育料徴収額表

階層区分		世帯区分	利用者負担額 (月額・円)給食費込		利用者負担額(月額・円)							
			3歳未満児 (0～2歳児クラス)		3歳以上児 (3～5歳児クラス)		満3歳以上児					
			保育認定 2、3号認定		保育認定 2号認定		教育認定 1号認定					
			標準時間	短時間	保育料	副食費	保育料	副食費				
1	生活保護世帯	-	0	0								
2	市町村民税 所得割非課税世帯	-	0	0								
3	48,600円未満	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0				
		その他の世帯	0	0								
4-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	0	0								
		その他の世帯	0	0								
4-2	57,700円以上 73,000円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500					【ひとり親世帯等】	… 0		
		その他の世帯	15,700	14,800					【その他の世帯】	… 実費		
5-1	73,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500					・第1子	… 実費		
		その他の世帯	22,200	20,900					・18歳未満第2子 … 助成あり			
5-2	77,101円以上 116,000円未満	-	22,200	20,900					・18歳未満第3子以降 … 0			
									・同時在園第3子以降 … 0			
6	116,000円以上 163,000円未満	-	30,300	28,600	・第1子	… 実費	・第1子	… 実費				
7	163,000円以上 209,000円未満	-	39,000	36,900	・18歳未満第2子 … 助成あり		・18歳未満第2子 … 助成あり					
8	209,000円以上 340,000円未満	-	48,000	45,600	・18歳未満第3子以降 … 0		・18歳未満第3子以降 … 0					
9	340,000円以上 397,000円未満	-	53,000	50,400	・同時在園第3子以降 … 0		・同時在園第3子以降 … 0					
10	397,000円以上	-	58,000	55,200								

☆年齢区分はクラス年齢によります。

(保育認定の児童は、年度途中で3歳になっても、その年度の保育料は無料になりません。)

〈納入について〉

保育料は毎月末日(12月は28日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)に口座振替により納入していただきます。やむを得ず現金にて納入される方には、毎月中旬頃に納入通知書を郵送しますので、納期限までに金融機関、コンビニエンスストアなどにて納入してください。

私立認定こども園の場合は、保育料を各園で徴収しますので、支払方法や納期限については各園にお問合せください。

☆保育料を滞納すると退園していただく場合があります。

22. 特別支援保育

【目的】

認定こども園・保育園において、心身に発達遅れなどがある児童を保育します。様々な個性を持つ子どもたちの中で共に生活することで、それぞれの成長発達を図ります。クラス年齢で3歳以上(年少クラス以上)の児童が対象となります。

【利用できる施設】

特別支援保育を申し込まれる場合は、希望園は特別支援保育指定園の中からお選びください。(指定園は37ページの◆マークがついている園です。)

【特別支援保育の実施方法】

特別支援保育指定園では、対象児童数に応じた一定の基準により、保育士・保育教諭の加配がされています。(1人につき1人の保育士が配置されるわけではありません。)

保育士・保育教諭は療育研修などに参加しており、医療機関や療育機関との連携も行われています。

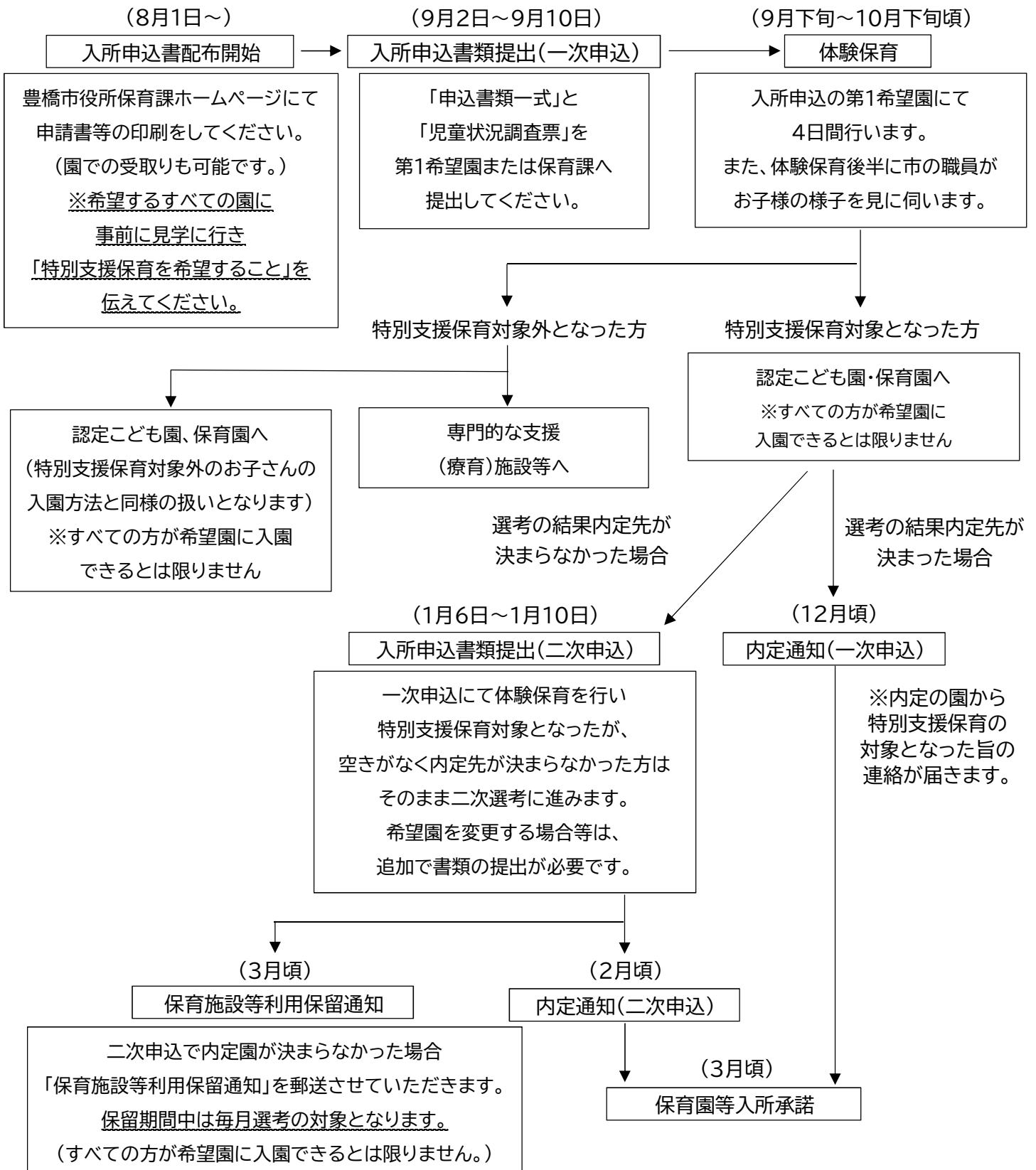
【二次申込について】

特別支援保育を希望の場合、体験保育の期間が確保できないため、一次申込をされていない方は二次申込ができませんのでご注意ください。

【年度途中の新規入園について】

令和7年5月以降の新規入園については、入園月が限られます。入園月に応じた申込期間中に申し込んでいただくことになります。(詳しくは9ページをご確認ください。)

【申込みの流れ(4月1日入園の場合)】



23. 休日保育

日・祝日(年末年始を除く)に保護者が仕事のためお子さんを家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育します。

施設名	対象となるお子さん(市内在住)	利用日時	利用料金
くるみ 保育園	・保育園、認定こども園に在園している ・保育園、認定こども園に通っていることと同じ理由により、年間を通して休日においても家庭で保育する保護者がいないこと ・年齢が満1歳～6歳までであること	日・祝日 (年末年始は除く) 原則午前8時～午後4時 ※午前7時45分～午前8時、 午後4時～午後6時までは要相談	日額 2,000 円 ※祝日の利用は無料
こじか こども園			

- ・日曜日に休日保育を利用し、代わりに在籍園を平日(その月のうちの月～土曜日)に欠席した場合は無料となります。
- ・市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です。
- ・きょうだいで同一施設を同一日利用する場合は、世帯あたり 2,000 円となります。

【利用方法】

登録	各利用施設で事前登録をします
↓	
利用日申請	月ごとに利用日の申請をします 前月10日までに「利用日申込書」を利用したい施設に提出します
↓	
利用決定	市より利用日のお知らせをお送りします
↓	
利用	各施設に従って利用します

24. 預かり保育

幼稚園または認定こども園の教育部分(1号認定)を利用している児童について、ご家庭の事情により一時的に教育標準時間内のお迎えが難しい場合に、利用時間を超えて保育を行います。また、未就園児についても一時的に預かりが必要な場合に保育を行います。ただし、該当年齢クラスに空きがないなどの理由により、お預かりできない場合もあります。

(利用の可否や申請方法については、在籍園へご確認ください。)

対象児童	申請方法
幼稚園利用児童	在籍園を通して、認定の変更を行う必要があります。
認定こども園1号認定 (満3歳児以上)	保育の必要な事由が認められる必要があります。

・教育給付認定とは別に「保育の必要性の認定(保育認定基準に準ずる)」を受けた場合、預かり保育利用料が無償(上限額有)となります。

25. 一時預かり

平日(年末年始を除く)に、一時的に保護者に代わってお子さんを保育します。

利用可能日数:1人あたり月14日まで

※申込み状況により利用日数が限られる場合がありますのでご了承ください。

施設名	対象となるお子さん	利用日時	利用料金
植田保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市に在住している ・認定こども園、保育園、幼稚園に入園していない ・おおむね6か月以上の就学前児童 ※施設により受入可能月齢が異なります。 	原則 月～金曜日 午前8時～午後4時	日額 2,000円 給食費 300円
東山保育園			日額 2,000円 給食費 260円
往完保育園			日額 2,000円 給食費(3歳未満児) 300円 給食費(3歳以上児) 280円
くるみ保育園		原則 月～金曜日 (1日または半日) 午前8時～午後4時 土曜日 午前8時～午後0時	日額 2,000円 半日 1,000円 給食費 240円
こども未来館 たんぽぽ		月・火・木・金 曜日 (1日または半日) 午前9時30分～午後4時	日額 2,000円 半日 1,000円 弁当・おやつ持参

・市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です。

・きょうだいで同一施設を同一日利用する場合は、世帯あたり 2,000円となります。

【利用方法】

登録	利用希望施設にて利用登録をします 登録方法は異なりますので各施設にお問い合わせください
↓	
予約	利用希望施設ごと予約をします 予約方法は異なりますので各施設にお問い合わせください
↓	
利用決定	施設より利用日のお知らせがあります
↓	
利用	各施設に従ってご利用してください
↓	
支払い	各施設に従って利用園へ支払います

26. 病児保育

病気やケガのため、保育園等や小学校をお休みしているお子さんの保育と看護を行います。

一回の利用につき、原則として7日以内

※昼食等は保護者持参

【利用時間】

月～土曜日（日・祝日・年末年始は除く）

午前8時～午後6時

【利用料金】

日額 2,000 円

・市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です。

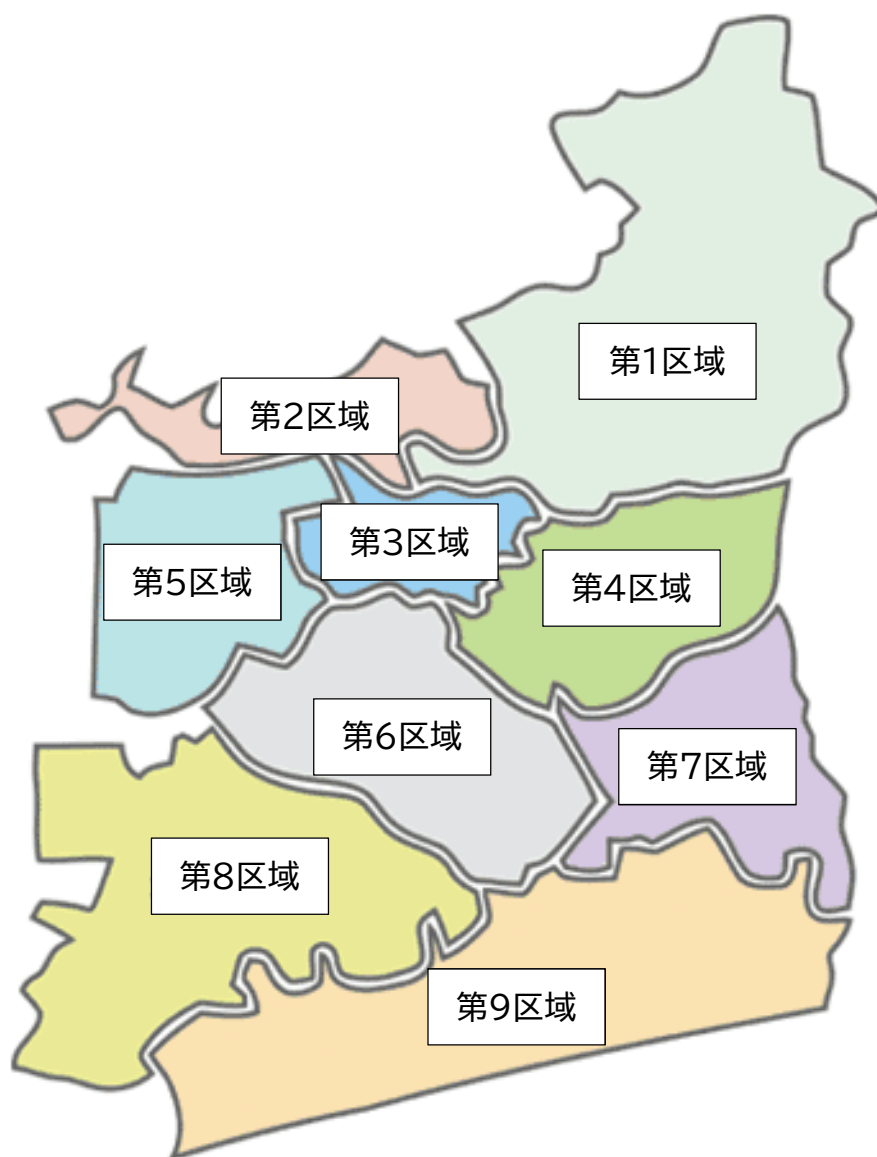
・きょうだいで同一施設を同一日利用する場合は、世帯あたり 2,000 円となります。

施設名	対象となるお子さん	住所	電話番号
病児保育室「つくし」 (豊橋市青少年センター内)	おおむね6か月以上 ～小学6年生までの児童	牟呂町字東里26 豊橋市青少年センター内	75-9296
豊橋市民病院 院内保育所 「あおたけ」	おおむね6か月以上 ～就学前までの児童	青竹町八間西50	33-6328
こじかこども園 病児保育室	おおむね6か月以上 ～小学6年生までの児童	植田町字一本木116-151	25-0528

【利用方法】

登録	事前登録をします(利用時に登録も可) 豊橋市役所保育課または各実施施設
↓	
仮予約	原則、前日までに利用したい施設に空き状況を確認し仮予約します
↓	
受診	「医師連絡票」を持参し、かかりつけ医を受診します 病児保育の利用が可能と診断された場合は、医師に記入してもらいます
↓	
予約	診察終了後、仮予約した施設に正式予約します
↓	
利用	記入済の「医師連絡票」を持参し、実施施設で「病児保育利用申請書」を記入し、病児保育を利用します
↓	
支払い	納付書が届いたら、利用料金の支払いをします

27. 区域別園一覧



令和7年度予定

保育園： 41園

認定こども園： 25園

計 66園

区域	小学校区		該当園	
第 1	牛川 鷹丘 下条 西郷 玉川	嵩山 石巻 賀茂	牛川 下条 みどり 玉川 嵩山	石巻 賀茂 牛川東 牛川育英 豊橋才能教育
第 2	下地 大村	津田 前芝	津田 前芝	三宝 大村
第 3	東田 旭 八町 松葉 花田	羽根井 松山 新川 向山	ひまわり あくみ 松葉 くるみ 羽田 花ヶ崎 往完 昭和	恵日 正林寺 豊橋旭 むかい山 豊橋中央 希望が丘第二 悟真寺
第 4	岩田 豊 多米 つつじが丘	岩西 飯村	岩西 東山 ひばり 春日	つつじが丘(仮称) 岩田 上庄夏の空 東部
第 5	牟呂 汐田	吉田方	三郷 吉田方	吉田方西 明照
第 6	高師 芦原 幸 天伯	福岡 栄 中野 磯辺	こまどり 天伯 柱 塩満 福岡 磯辺	長栄 あしはら 高師東 こぼと 円通寺
第 7	谷川 二川	二川南	谷川 二川東	二川 希望が丘
第 8	野依 植田 大清水	大崎 老津 杉山	杉山 野依 植田	老津 おおさき こじか
第 9	富士見 小沢 細谷	豊南 高根	東観音寺 豊南	高塚 緑が丘



認定こども園・保育園一覧



【認定こども園（民間）】 24園

令和7年度予定

園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ △ むかい山こども園	105	新川	向山町字庚申下1-1	53-5381
△ 昭利保育園	190	栗田	栗田町字西藤102-3	55-3805
△ 正林寺保育園	195	松山	南松山町104	55-5101
◎ △ 岩田こども園	270	岩田	中岩田一丁目14-23	61-2753
◎ △ 東部保育園	205	多米	多米町字大門2-1	61-1410
◆△ 円通寺保育園	184	高師	上野町字上原101-1	45-5256
◎ △ 高師東こども園	225	幸	西幸町字古並51-6	45-6715
◎ △ 緑が丘こども園	195	細谷	細谷町字荒神松9	21-1120
◆△ 明照保育園	295	牟呂	牟呂中村町6-1	31-1419
◎ △ おおさきこども園	125	大崎	大崎町字平地23	25-0918
◎ △ 三宝こども園	170	下地	下地町三丁目3-1	55-1990
◆△ 老津保育園	175	老津	老津町字西藤8-1	23-1329
◆△ 大村こども園	135	大村	大村町字松ノ木田2-2	53-1013
◎ △ 上止 泉の空こども園	120	岩田	岩田町字上止85	26-7460
△ 豊橋才能教育こども園	350	鷹丘	東小鷹野一丁目15-8	61-8963
△ 希望が丘こども園	340	二川南	大岩町字大穴117-3	41-2392
◎ △ 二川幼稚園	260	二川	大岩町字東郷内12-1	41-0001
△ 牛川育英幼稚園	245	牛川	牛川町字浪ノ上10	54-7967
△ 黒日こども園	150	東田	東田町字西郷114-2	52-7387
△ 希望が丘第二こども園	105	八町	旭町164	52-2093
△ 豊橋旭こども園	115	松山	向山町字七面89-2	53-7765
△ 徳貞寺幼稚園	215	松葉	岡屋町213	55-0623
△ こぼとこども園	240	幸	牧野町125-1	46-3030
△ 豊橋中央幼稚園	241	新川	新吉町6	52-7805

【認定こども園（公立）】 1園

園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎◆△ じしかこども園	165	植田	植田町字一本木116-151	25-3165

【保育園（民間）】 37園 ※あくみ保育園は0～2歳児のみ保育します。

園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ ひまわり	180	旭	東新町253	52-3357
◎ 塩淵	190	福岡	小池町字西海戸54	45-6161
◎ △ 玉川	90	玉川	石巻本町字口南坂7-3	88-0526
△ 大竹	130	大竹	大竹町字善受1-12	46-7415
△ 東観音寺	50	小沢	小松原町字坪尻14-2	21-2562
△ 長栄	130	磯辺	一色町字大塚15-1	46-7760
◎ ◆△ 下条	90	下条	下条東町字古城88-2	88-5335

●保育のあらし

- 保育時間（通常保育）
 - 月～金 午前8時～午後4時
 - 土 午前8時～午後0時30分
- 受入年齢
 - おおむね生後6か月から

※ 保育時間・受入年齢は認定こども園や保育園により異なりますので、各施設へ直接お問合せください。

* 乳幼児電話相談

子育ての悩み、不安などの電話相談を、すべての認定こども園、保育園、吉田子育て支援センター（電話33・1135）、東山子どもセンター（電話41・5344）、下条子育て支援センター-Koko（電話88・5366）、希望が丘子育て支援センター（電話65・5667）、じしか子育て支援センターばんび（電話25・0527）、ミラまち子育て支援センター（電話75・4085）でお受けします。

●各認定こども園、保育園では次のような保育サービスを行っています。

- ◎ 延長保育
 - 入園児を平日、おおむね午後7時まで保育します。（利用料 日額：150円）
 - 公立保育園については、土曜日午後6時まで保育します。
 - ※ 各施設によって利用料が異なる場合がありますので、直接お問い合わせください。
- 一時預かり
 - 病気、冠婚葬祭、就労などで、一時的に保育出来ない時にお預かりします。（利用料 日額：2,000円）
 - ※ 利用料が異なる施設もありますので、各施設へ直接お問合せください。
 - また、上記以外の認定こども園や保育園においても利用できる場合がありますので、お近くの施設にお問合せください。
- ◆ 特別支援保育
 - 心身に発達の違いなどがあり、特別な支援が必要な児童を保育します。
- ☆ 休日保育
 - 認定こども園（1号認定を除く）、保育園に在園している一歳以上の児童を日曜・祝日に、保護者が仕事のため、家庭で保育できない時にお預かりします。（利用料 日額：2,000円）
- △ 子育て支援活動
 - 在園の児童を対象に園庭開放・在園児との交流事業等を実施しています。

園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ ◆△ 野依	220	野依	野依町字八幡2-19	25-2653
◆△ 豊南	130	豊南	東赤沢町字西横根135	21-2227
◆△ 高塚	120	高塚	高塚町字植原6	21-2136
◎ ◆△ あしはら	240	芦原	西高師町字白山1-1	46-5337
◎ ◆△ 二川東	180	二川	二川町字東町163-41	41-1110
◆△ 谷川	120	谷川	中原町字東荒神34-1	41-1114
◎ ◆△ 春日	185	豊	春日町二丁目28	61-5628
◎ ◆□ 東山	190	飯村	大岩町字境目5-1	41-5343
◎ ◆ 羽田	160	花田	花田町字百北71-4	31-2294
◆△ 福岡	260	栄	町畑町字森田48	45-2217
◆ 牛川	160	牛川	牛川町字中郷2-10	52-5470
◎ 花ヶ崎	170	羽根井	羽根井本町10	31-5671
◆△ 前芝	150	前芝	前芝町字西原25	31-0703
◎ ◆△ こまどり	220	幸	牧野町字北原25-2	46-9120
◆ 柱	220	福岡	柱七番町163-3	46-8927
◆△ ひばり	150	岩田	東岩田二丁目14-6	63-1484
◆ 三郷	200	牟呂	神野新田町字ソノ割23	31-3525
◆ 松葉	115	松葉	北島町字北島88	52-7006
△ あくみ	50	八町	鶴海町80	55-5813
□ ◆ 往完	190	羽根井	往完町字郷社東34	32-3225
△ 石巻	160	石巻	石巻町字奥屋敷10	88-0159
◆△ みどり	70	西郷	石巻平野町字中野田103-1	88-0453
◆△ 高山	60	高山	高山町字宮下78	88-1014
△ 筑茂	50	筑茂	筑茂町字赤木1-4	88-3918
◎ 吉田方	280	吉田方	吉川町125-2	31-7759
◎ ◆ 吉田方西	240	吉田方	小向町字西小門5	32-2927
◎ ◆△ 磯辺	180	磯辺	駒形町字丸山24	45-3298
□ ◆△ 植田	140	植田	植田町字池畑68-1	25-2411
◆△ 杉山	120	杉山	杉山町字割園1-4	23-0140
◎ ◆△ 岩西	220	岩西	高師町字北原1-104	62-0111

【保育園（公立）】 4園 ※つつしが丘保育園は0～2歳児のみ保育します。

園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ ◆△ 津田	120	津田	横須賀町林8-1	31-3623
◎ □△ つつしが丘（仮称）	80	つつしが丘	佐藤町五丁目16番地2	未定
◎ ◆△ 牛川東	170	鷹丘	牛川町字東小路31-6	61-4693
◎ □◆△ くるみ	140	松葉	松葉町三丁目8-3	53-1528



幼稚園一覧



令和7年度予定

園名	定員	小学校区	所在地	電話
曙	160	高師	曙町字松並28	45・6512
大清水	209	大清水	南大清水町字元町66-2	25・1895
仔羊	245	多米	岩田町字影岩7-4	61・6975
寿泉寺	200	向山	瓦町字通裏28-5	62・3580
寿泉寺いずみ	280	汐田	牟呂町字百間60	48・3588
寿泉寺みゆき	310	岩西	東幸町字東明128	62・7811
たかくら	209	福岡	鍵田町117	54・7715
高師台	209	高師	浜道町字管石24	46・6277
高洲若葉	209	吉田方	高州町字小島18-1	31・8008
豊岡	420	岩田	東岩田四丁目1-2	62・6100
豊橋若葉	200	牟呂	牟呂外神町3-2	31・8082
にじの森	279	飯村	飯村北一丁目11-6	62・4514
花園	200	松山	花園町6-1	54・7611
富士見	255	富士見	富士見台一丁目14-1	23・1900
富士見台	140	富士見	富士見台六丁目6-1	25・6991
不動院	335	向山	瓦町通一丁目31-1	52・2611
むさしの	160	石巻	石巻町字間場83-23	88・0531
ゆめの子	120	多米	岩崎町字山神1-11	61・8864
計 18園				

○ 幼稚園では、学校教育法に基づき、就学前教育をしています。

○ 募集要項など詳しくは各園にお問合わせください。

* ゆめの子幼稚園は、1号認定が必要です。

28. 園基本情報一覧

※R6.5.1現在の情報です。年度の途中で変更となる場合がございます。
詳細は各園にお問い合わせください。

※バスの詳細(年齢要件・金額・送迎ルートなど)は各園にお問い合わせください。

区域	園名	開園時間	平日 (延長含む)	土曜日 (延長含む)	延長料金のかかる時間	
					標準時間	短時間
区域1	牛川	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:30	×	16:30~18:00
	牛川育英	7:30~18:00	7:30~18:00	8:00~13:00	×	7:30~8:00 16:00~18:00
	下条	7:30~19:00	7:30~19:00	8:00~12:00	①17:31~18:30 ②18:31~19:00	①16:31~18:30 ②18:31~19:00
	みどり	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	16:30~18:30
	玉川	7:00~18:30	7:00~18:30	7:30~13:00	×	①7:00~7:30 ②17:00~18:30
	高山	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	16:30~18:30
	石巻	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	16:30~18:30
	賀茂	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	16:30~18:30
	牛川東	7:45~19:00	7:45~19:00	7:45~18:00	18:45~19:00	16:30~19:00
	豊橋才能教育	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~12:00	×	16:30~18:00
区域2	三宝	7:15~18:45	7:15~18:45	7:30~15:00	18:15~18:45	7:15~8:00 16:45~18:45
	大村	7:30~18:00	7:30~18:00	8:00~12:00	×	16:30~18:00
	津田	7:45~19:00	7:45~19:00	7:45~18:00	18:45~19:00	16:30~19:00
	前芝	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	16:30~
区域3	昭和	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~15:00	7:30~8:00	7:30~8:00 16:30~18:30
	恵日	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~13:00	×	16:10~
	ひまわり	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	×	①7:30~8:00 ②16:30~18:30
	正林寺	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~14:00	×	16:00~18:00
	豊橋旭	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	18:00~18:30	①7:30~8:00 ②16:30~18:00 ③18:00~18:30
	新吉	7:45~19:00	7:45~19:00	7:45~18:00	18:45~19:00	16:30~19:00
	むかい山	7:00~18:30	7:00~18:30	7:00~15:00	18:00~18:30	7:00~8:00 16:00~18:00
	豊橋中央	7:45~18:15	7:45~18:15	7:45~13:00	×	7:45~8:30 16:30~18:15
	あくみ	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	×	16:30~18:30
	希望が丘第二	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:30	×	16:00~18:00
	松葉	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:30	×	7:30~8:00 16:30~18:00
	くるみ	7:45~19:00	7:45~19:00	7:45~18:00	18:45~19:00	16:30~19:00
	悟真寺	7:45~18:00	7:45~18:00	7:45~12:00	×	①16:00~17:00 ②17:00~18:00
	羽田	7:30~18:45	7:30~18:45	7:30~13:00	18:30~18:45	16:30~18:45
	花ヶ崎	7:30~19:00	7:30~19:00	8:00~12:30	18:30~19:00	16:30~19:00
往完	7:45~17:45	7:45~17:45	7:45~13:30	×	16:30~17:45	

区域	園名	延長料金		バス※	駐車スペース
		標準時間	短時間		
区域1	牛川	×	150円/日	×	×
	牛川育英	×	早朝100円/日 夕方200円/時	○ (満3歳～)	○
	下条	①150円/日 ②150円/日	①150円/日 ②150円/日	×	○
	みどり	×	150円/日	×	○
	玉川	×	①150円/10分 ②150円/10分	×	○
	高山	×	150円/日	×	○
	石巻	×	150円/日	×	○
	賀茂	×	150円/日	×	○
	牛川東	150円/日	150円/日	×	○
	豊橋才能教育	×	300円/日	○ (満3歳～)	○
区域2	三宝	50円~/30分	50円~/30分	×	○
	大村	×	150円/日	×	×
	津田	150円/日	150円/日	×	○
	前芝	×	150円/日	×	○
区域3	昭和	早朝50円/日	早朝50円/日 夕方150円/日	×	○
	恵日	×	150円/日	△ 1号、2号 (朝のみ)	○
	ひまわり	×	①早朝150円/日 ②夕方150円/日	×	○
	正林寺	×	1号:300円/日 2・3号:150円/日	×	○
	豊橋旭	150円/15分	①200円/日 ②50円/15分 ③150円/15分	△ (1号認定・年少～)	○
	新吉	150円/日	150円/日	×	△ (台数少なめ)
	むかい山	150円/日	早朝150円/日 夕方150円/日	○	○
	豊橋中央	×	7:45~8:00・100円 8:00~8:30・100円 16:30~18:15・400円	○ (満3歳～)	○
	あくみ	×	150円/日	×	○ (台数少なめ)
	希望が丘第二	×	400円/日	○ (満3歳～5歳)	△ (台数少なめ)
	松葉	×	早朝150円/日 夕方150円/日	×	○
	くるみ	150円/日	150円/日	×	○
	悟真寺	×	①200円/日 ②300円/日	○ (満3歳～)	○
	羽田	150円/日	150円/日	×	×
	花ヶ崎	150円/日	150円/日	×	×
往完	×	150円/日	×	△ (台数少なめ)	

区域	園名	開園時間	平日 (延長含む)	土曜日 (延長含む)	延長料金のかかる時間	
					標準時間	短時間
区域4	岩西	7:00~18:30	7:00~18:30	7:30~15:00	18:00~18:30	16:30~18:00
	東山	7:15~18:45	7:15~18:45	7:30~13:00	18:15~18:45	16:30~18:45
	岩田	7:15~19:00	7:15~19:00	7:30~12:30	①17:30~18:30 ②18:30~19:00	①7:30~8:30 ②16:30~17:30 ③17:30~18:30 ④18:30~19:00
	ひばり	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:30	×	16:30~18:00
	上庄夏の空	7:15~19:00	7:15~19:00	7:30~12:30	①17:30~18:30 ②18:30~19:00	①7:15~8:30 ②16:30~17:30 ③17:30~18:30 ④18:30~19:00
	春日	7:30~18:45	7:30~18:45	7:30~13:00	18:30~18:45	7:30~8:00 16:30~18:45
	東部	7:15~18:30	7:15~18:30	7:15~13:00	17:30~18:30 18:30~19:00	16:30~18:30
区域5	明照	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	①16:00~16:29 ②16:30~17:29 ③17:30~18:30
	三郷	7:30~18:15	7:30~18:15	7:30~12:30	×	①7:30~8:00 ②16:30~18:15
	吉田方	7:15~18:30	7:15~18:30	7:30~13:00	①7:15~7:59 ②17:30~17:59 ③18:00~18:30	①7:15~7:59 ②16:30~17:29 ③17:30~17:59 ④18:00~18:30
	吉田方西	7:15~18:30	7:15~18:30	7:30~13:00	①7:15~7:59 ②17:30~17:59 ③18:00~18:30	①7:15~7:59 ②16:30~17:29 ③17:30~17:59 ④18:00~18:30
区域6	こまどり	7:30~18:45	7:30~18:45	7:30~12:30	18:30~18:45	16:30~18:45
	高師東	7:15~18:45	7:15~18:45	7:15~13:45	18:00~18:45	①7:30~8:00 ②16:45~18:00 ③18:00~18:45
	こぼと	7:30~18:30	7:30~18:30	8:30~15:00	①7:30~8:30 ②17:30~18:30	①8:00~8:30 ②16:30~17:00
	天伯	7:30~18:00	7:30~18:00	8:00~12:30	18:00~18:30	16:00~16:59 17:00~17:59
	柱	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:30	×	16:30~18:00
	塩満	7:15~19:15	7:15~19:15	7:15~14:00	①7:15~8:29 ②17:30~19:15	同左
	福岡	7:30~18:15	7:30~18:15	7:30~12:30	×	16:30~18:15
	磯辺	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~13:00	18:30~19:00	①16:30~18:30 ②18:30~19:00
	長栄	7:40~18:20	7:40~18:20	7:40~13:30	18:20~18:30	7:40~8:00 16:30~18:20
	円通寺	7:20~18:00	7:20~18:00	7:20~14:00	×	16:15~18:00
	あしはら	7:15~18:45	7:15~18:45	7:30~13:00	18:15~18:45	①7:15~8:00 ②16:30~18:45
区域7	谷川	7:15~18:15	7:15~18:15	7:30~13:00	18:15~	7:15~8:00 16:30~18:15
	二川東	7:15~18:45	7:15~18:45	7:30~13:00	18:15~18:45	①7:15~8:00 ②16:30~18:45
	二川	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~13:30	18:30~19:00	①7:30~8:30 ②16:30~18:30 ③18:30~19:00
	希望が丘	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~13:00	×	16:00~18:00
区域8	老津	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	18:30~	7:30~8:00 16:30~
	杉山	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	18:30~	16:30~18:30
	おおさき	7:15~18:45	7:15~18:45	8:00~13:15	①7:15~8:00 ②16:30~17:30 ③17:30~18:45	同左
	野依	7:15~18:45	7:15~18:45	7:30~13:00	18:15~18:45	16:30~18:45
	植田	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	18:30~	16:30~
	こじか	7:45~19:00	7:45~19:00	7:45~18:00	18:45~19:00	16:30~19:00
区域9	東観音寺	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~13:00	×	7:30~8:00 16:25~18:00
	緑が丘	7:15~19:00	7:15~19:00	8:00~13:00	17:30~18:30 18:30~19:00	7:15~8:00 17:15~18:00
	豊南	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	18:30~	7:30~8:00 16:30~
	高塚	7:15~18:15	7:15~18:15	7:30~13:00	18:15~	7:15~8:00 16:30~18:15

区域	園名	延長料金		バス※	駐車スペース
		標準時間	短時間		
区域4	岩西	150円/日	150円/日	×	○
	東山	150円/日	150円/日	×	○
	岩田	①100円/1回 ②100円/1回	①700円/月 ②100円/1回 ③100円/1回 ④100円/1回	○ (2歳～)	○ (台数少なめ)
	ひばり	×	150円/日	×	○
	上庄夏の空	①100円/1回 ②100円/1回	①700円/月 ②100円/1回 ③100円/1回 ④100円/1回	○ (2歳～)	○
	春日	150円/日	150円/日	×	○
	東部	①150円/日 ②150円/日	150円/日	○ (1歳6ヶ月～)	○
区域5	明照	×	①50円/日 ②100円/日 ③100円/日	×	○
	三郷	×	①150円/日 ②150円/日	×	○
	吉田方	①50円/日 ②50円/日 ③100円/日	①50円/日 ②150円/日 ③50円/日 ④100円/日	×	○
	吉田方西	①50円/日 ②50円/日 ③100円/日	①50円/日 ②150円/日 ③50円/日 ④100円/日	×	○
区域6	こまどり	150円/日	150円/日	×	○
	高師東	150円/日	①500円/月 ②150円/日 ③150円/日	×	○
	こばと	①3,000円/月 ②3,000円/月	①3,000円/月 ②3,000円/月	○ (満3歳～)	○
	天伯	150円/30分	100円/時	×	○
	柱	×	150円/日	×	×
	塩満	①150円/日 ②150円/日	同左	○ (1歳6か月～)	○
	福岡	×	150円/日	×	○
	磯辺	150円/日	①150円/日 ②150円/日	×	○
	長栄	150円/10分	150円/日	×	○
	円通寺	×	150円/日	×	○
	あしはら	150円/日	150円/日	×	○
区域7	谷川	150円/日	150円/日	×	○
	二川東	150円/日	①150円/日 ②150円/日	×	○
	二川	300円/日	①200円/日 ②300円/日 ③300円/日	△ (1号認定のみ)	○
	希望が丘	×	400円/日	△ (1号認定・年少～)	○
区域8	老津	150円/日	150円/日	×	○
	杉山	150円/日	150円/日	×	○
	おおさき	①100円/日 ②100円/日 ③100円/日	同左	×	○
	野依	150円/日	150円/日	×	○
	植田	150円/日	150円/日	×	○
	こじか	150円/日	150円/日	×	○
区域9	東観音寺	×	150円/日	○ (2歳～)	○
	緑が丘	100円/日	100円/日	○ (1歳6か月～)	○
	豊南	150円/日	150円/日	×	○
	高塚	150円/日	150円/日	×	○

29. Q&A

利用の申込みに関すること

Q1-1 利用申込みはいつまでにすればよいですか？

A 4月から利用希望の場合は、令和6年9月2日から令和6年9月10日が申込み期間となります。詳しくは8ページをご覧ください。年度途中からの利用を希望する場合の申込み期間は、9ページをご覧ください。

Q1-2 利用申込み書類はどこに行けばもらえますか？

A ホームページからダウンロードすることが可能です。各園または豊橋市役所保育課で受け取ることも可能です。

Q1-3 窓口センターへ利用申込み書類を提出することはできますか？

A 窓口センターでは申込み書類の提出はできません。申込期間内に第一希望園または保育課へ提出してください。豊橋市に転入予定の方は郵送で提出していただくことも可能です。保育課入所G宛てに郵送してください。(申込期間内の消印のみ有効) ※郵送で提出される方は保護者(父と母)の顔写真付きの身分証明書の写しを添付してください。

Q1-4 空き状況・申込み状況は公表していますか？

A 4月入園の一次申込については、空き状況を公表していません。二次申込および年度途中入園に関しては、ホームページで空き状況を公表しています。申込み状況に関しては、4月入園、年度途中入園ともに公表していません。

Q1-5 認可保育施設や幼稚園との併願はできますか？

A 可能ですが、両施設とも入園の内定が出た際に片方の園は内定辞退をすることになり、他の入園希望者の入園可能枠を削ってしまうことになります。内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出たり、他の入園希望者にも影響を与えたりしますので、園見学等を行い、園の先生とご相談のうえ、お申込みください。

Q1-6 利用申込みの際して、希望施設には必ず見学に行く必要はありますか？

A 施設によって保育方針、雰囲気、延長保育の有無、諸経費等さまざまな違いがあります。お子さまが毎日通う施設ですので、事前にお子さまと一緒に見学してください。見学にあたっては、施設へ事前にご連絡のうえ、日程の調整を行ってください。

Q1-7 令和6年度中の申込みと令和7年4月(令和7年度)の申込みを考えていますが、両方申し込むことは可能ですか？

A 可能です。令和6年度分と令和7年度分の申込み書類を別々にそろえていただき、それぞれの申込受付期間に第1希望園または豊橋市役所保育課へご提出ください。まとめて提出することはできません。

Q1-8 申込み書類提出後に追加の書類を提出することはできますか？また、どこに提出すればよいですか？

A 原則できませんので、書類の内容をしっかりと確認した上で提出をお願いします。

Q1-9 現在住んでいる校区とは別の校区の認可保育施設に利用申込みをすることはできますか？

A 市内の保育園・認定こども園であればどの園でも申込可能です。例えば、ご自宅の近くではなく、勤務先に近い園に入園する方もいます。利用申込書には他の校区の認可保育施設も含め、希望する順番で記入してください。

Q1-10 豊橋市に転入する予定ですが、申込みの手続きはどのようにすればよいですか？

A 豊橋市に在住の方と同様の申込み方法です。申込期間内に必要書類をそろえたうえで第1希望園または豊橋市役所保育課へ提出してください。なお、入園希望月の初日までに住民票が豊橋市内にないと原則入園できませんのでご注意ください。

Q1-11	豊橋市への転入の予定はありませんが、豊橋市の認可保育施設を申込みすることはできますか？
A	保育認定については、原則お住いの市町村の園をご利用いただくことになります。まずは、現在お住いの市町村にご相談ください。1号認定のご利用については、各園およびお住いの市町村にお尋ねください。
Q1-12	豊橋市に住所があります。豊橋市外の認可保育施設を利用するにはどのような手続きが必要ですか？
A	希望する施設がある自治体の申込期間、必要書類等をご確認のうえ、保育課(☎ 0532-51-2322)までご連絡ください。詳しくは22ページをご覧ください。
Q1-13	現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできますか？
A	入園希望月1日時点のお子さまの月齢が希望する施設の入園可能月齢を超えていれば、申込みは可能です。各施設の入園可能月齢は豊橋市役所保育課ホームページでご確認いただくか、希望園へお問い合わせください。
Q1-14	申請書類の記入を間違えた場合、どのように修正すればよいですか？
A	修正箇所には二重線を引き、余白に正しい情報をご記入ください。修正テープや修正ペンは使わないでください。なお、訂正印は不要です。
Q1-15	就労証明書の内容が間違っている場合、どのように修正すればよいですか？
A	保護者本人が修正するのではなく、必ず勤務先に修正を依頼してください。修正箇所には二重線を引き、余白に正しい情報をご記入ください。修正テープや修正ペンは使わないでください。また、訂正印は不要です。
Q1-16	申込みをした後に希望園の追加、変更をする場合はどのような手続きが必要ですか？
A	申込みいただいた月の選考結果が出るまでは希望の変更手続きをすることができません。選考の結果、保留だった場合は、郵送される選考結果と同封されている希望施設変更届にて、希望施設を変更できます。その場合は、次の申込期間内に提出してください。
Q1-17	空きのない施設にも申込みはできますか？
A	申込みはできます。ただし、空きのない月の入園はできません。
Q1-18	希望施設の欄はすべて記入する必要がありますか？
A	必ずしもすべて記入する必要はありません。ご希望に応じて記入してください。ただし、より多くの施設をご記入いただいた方が、施設を利用できる可能性が高くなります。
Q1-19	きょうだいで申込みをする場合、書類は人数分必要ですか？
A	人数分必要です。なお、家庭で保育ができないことの証明書類(就労証明書等)、課税証明書(該当する方のみ)はきょうだいのいずれかに原本を添付していれば、それ以外の児童については写しでも構いません。
Q1-20	内定辞退または入園辞退するとペナルティはありますか？
A	保育所入所基準指数表の指数が次の申込みから減点されます。辞退された入園希望月が属する年度内において適用します。
Q1-21	申込期間内に就労証明書が間に合わない場合はどうしたらいいですか？
A	提出された書類で審査をしていますので、選考上不利な結果となる可能性があります。早めに会社に依頼するなどの準備をしてください。

教育・保育給付認定に関すること

Q2-1	就労認定において、1か月に必要な勤務日数に決まりはありますか？
A	勤務日数に決まりはありません。短時間認定で月64時間以上(休憩時間を除く)の就労が確認できることが必要です。
Q2-2	夜勤のみの仕事ですが、申込みはできますか？
A	夜勤のみのお仕事であっても申請は可能です。ただし、短時間認定で月64時間以上(休憩時間を除く)の就労が必須条件となります。
Q2-3	現在、就職先の内定をもらっていますが、保育を必要とする証明書としてはどの様式を提出すればよいですか？
A	就労内定先にて「就労証明書」を記入していただき、ご提出ください。その場合は「就労」事由での申請となります。
Q2-4	これから転職予定です。就労証明書は現在の勤務先または新しい勤務先のどちらが必要ですか？
A	利用を希望する月以降に勤務する会社の「就労証明書」をご提出ください。
Q2-5	これから仕事を探す予定です。利用申込みはできますか？
A	仕事を探している又は起業準備をしている場合には「求職活動」の認定を受けることができます。認定期間は3か月間となります。
Q2-6	現在、会社勤務ですが、第2子の出産を控えています。保育を必要とする事由はどのようになりますか？
A	入園希望月において、妊娠・出産の認定期間内(産前2か月、産後8週)であれば「妊娠・出産」での申込みが可能です。(多胎児の場合は出産予定日の前4か月から産後8週間経過後の月末まで)
Q2-7	保育を必要とする事由が複数ある場合はどうすればよいですか？
A	保育に必要な事由が複数ある場合も、1つの事由での認定となります。現状で保育の必要度が高い事由で申請をしてください。ただし、就労先が複数ある場合は、それぞれの「就労証明書」を提出してください。
Q2-8	現在入園していますが、仕事が決まったため、認定内容等を変更したいのですがどうすればよいですか？
A	教育・保育給付認定の変更申請をする必要があります。受入体制の確保の必要もありますので、事前に園に相談のうえ、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」と「就労証明書」を入園されている施設へご提出ください。変更申請の申込期間は、認定内容等の変更を希望する月の前月20日(20日が土日祝の場合は前営業日)までです。 ※保育利用時間は就労時間など条件を満たしていないと、変更できない場合があります。
Q2-9	途中で仕事を辞めたら退園になりますか？
A	退職後に別の仕事を探すということであれば、求職活動への認定変更をしたうえで継続することは可能です。
Q2-10	保育の必要な理由が変わるときや保育時間(標準・短時間)を変更したいときはどうすればよいですか？
A	教育・保育給付認定の変更申請をする必要があります。受入体制の確保の必要もありますので、事前に園に相談のうえ、変更する月の前月20日(20日が土日祝の場合は前営業日)までに申請書に必要書類を添えて提出してください。申請書は豊橋市役所保育課ホームページからダウンロードしてください。各園でも配付しています。 ※保育時間は就労時間など条件を満たしていないと、変更できない場合があります。
Q2-11	2人目を出産した場合、上の子は退園となりますか？
A	2人目の妊娠・出産前から、就労で入園している場合は、上の子は継続して入園することが可能です。下の子が1歳になるまで、又は、育児休業法に基づく育児休業を取得している場合は育児休業期間終了後に職場復帰をすることが必要です。

選考に関すること

Q3-1 選考はどのように行いますか？

A 保育所入所基準指数表に基づいて保育の必要性を指数化し、点数の高い方から順に、希望園のなかから空きのある園へ入園の内定を行います。

Q3-2 複数の施設の利用を希望した場合、どのように選考されますか？また第1希望のみ希望した場合には優先されますか？

A 希望順位の高い園から選考を行い、内定園を決定します。また、第1希望のみ記入された方と複数の施設を記入した方との選考上の優劣はありません。詳しくは15ページをご覧ください。

Q3-3 選考上、申込みが早い方が有利になりますか？

A 早く提出しても選考上有利になることはありません。不備なく書類をそろえていただき、受付期間内にご提出ください。

Q3-4 育児休業からの職場復帰後は育児短時間勤務制度の利用を考えています。育児休業取得前と職場復帰後、どちらの勤務時間での選考となりますか？

A 育児短時間勤務の就労時間で選考を行います。

Q3-5 きょうだいで申込みをした場合、別々の施設になってしまうことはありますか？

A 指数表での加点により配慮していますが、申込の内容や状況により、別々の園に内定となる可能性はあります。保育施設等利用申込チェックリストにきょうだい申込に関する意向を記入していただく欄がありますので、ご家庭の状況に応じてご記入ください。詳しくは19ページをご覧ください。

Q3-6 希望順位が下位の施設に内定しました。第1希望の施設に空きができれば移ることができますか？

A 一度内定した後で別の施設への入園を希望される場合には、翌月以降に再度申込みをする必要があります。なお、入園後に申込みした場合、転園の扱いとなり在籍園を非継続での申込みとなります。

Q3-7 利用開始(入園)後に施設を変更(転園)することはできますか？

A 別の施設への転園希望の場合、新規の利用申込と同じ手続きをしていただく必要があります。なお、在籍園を非継続での申込みとなるため、現在通っている施設に翌月以降の継続意思がないことを必ずお伝えください。

Q3-8 転園先に入園(利用開始)後、事情により元の施設に戻ることはできますか？

A 転園によって空いた枠を翌月以降の受入可能枠としていますので、元の施設に戻ることはできません。元の施設へ戻りたい場合は、新規の利用申込みと同じ手続きが必要です。

Q3-9 第三者へ申込みを相談・依頼することによって、有利になることはありますか？

A 有利に取り扱うことはありません。

保育料・副食費に関すること

Q4-1 保育料や副食費の負担額はどのように決定するのですか？

A 保育料や副食費の負担額は、原則、保護者(父・母)の市町村民税所得割額に応じて決定します。父母が市町村民税所得割を課税されていないときは、同一世帯の祖父母の税額による場合があります。
令和7年度4～8月分については令和6年度市町村民税の額から、9月以降については令和7年度市町村民税の額から決定します。
詳しくは26ページをご覧ください。

Q4-2 年度途中で3号認定から2号認定に変わったのですが、保育料は変更になりますか？

A 保育料は4月1日時点のクラス年齢で決定します。よって、同年度中(4月から3月まで)は3号認定区分の保育料が適用されます。

Q4-3 公立と私立の認可保育施設で保育料は異なりますか？

A 保育料は公立でも私立でも変わりません。なお、施設によっては父母会費や制服代などの実費負担金等がかかる場合がありますので、別途必要となる費用の詳細は各園にお問い合わせください。

Q4-4 保育料の納付方法は施設によって異なりますか？

A 保育料は毎月末日(12月は28日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)に口座振替により納入していただきます。やむを得ず現金で納入される方には、毎月中旬納入通知書を郵送しますので、当月末日までに金融機関、またはコンビニエンスストアなどにて納入してください。
なお、私立認定こども園の場合は、保育料を各園で徴収しますので、支払い方法については、各園にお問い合わせください。

Q4-5 令和6年1月1日現在の住所が豊橋市外でした。所得に関する書類(課税証明書、非課税証明書)が未提出の場合はどうなりますか？

A 保護者(父と母)のマイナンバーの両面の写しなどをご提出いただいている場合は、原則、個人番号(マイナンバー)を用いて所得の確認をさせていただきます。
税の申告内容が確認できない場合は、保育料が最高額となり、副食費の補助対象にもなりません。

Q4-6 祖父母と同居していますが、保育料の算定の対象となりますか？

A 保護者(父・母)に市町村民税の課税があれば、祖父母は算定の対象となりません。非課税の場合は、祖父母が算定の対象となる場合があります。

育児休業に関すること

Q5-1 「育児休業」認定の場合、必要な書類は何ですか？

A 勤務先で育児・介護休業法に基づく育児休業を利用している方は、育児休業状況届と育児休業期間のわかる書類が必要です。育児休業状況届は市の指定の様式がありますので、ホームページからダウンロードして提出してください。育児休業期間の分かる書類は、指定の様式はありません。そのため、勤務先の様式で提出してください。勤務先で育児・介護休業法に基づく育児休業を利用していない場合は、申立書をホームページからダウンロードし、提出してください。

Q5-2 育児休業給付金を延長するためにはどのような手続きが必要になりますか？

A 育児休業給付金の延長方法につきましては、勤務先の担当者またはハローワークへお問い合わせください。

Q5-3 育児休業からの復職のため入園することになったが、入園月の翌月以降の職場復帰となってもよいですか？

A 必ず入園月中に復職をしてください。

Q5-4	入園予定月に子どもの体調不良等で育児休業から復帰できそうになく、翌月以降の復職になりそうですが、問題ないですか？
A	就労認定(育児休業からの復帰を含む)で申し込まれている場合、入園月中の復帰を前提に「就労」の事由で保育所等の利用を認めていますので、入園月に就労する必要があります。 万が一、入園月に就労復帰できないなどがありましたら、分かり次第速やかに保育課(☎ 0532-51-2322)までご連絡ください。なお、復帰できていないことが後から判明した場合は、「認定取消」となり退所になる場合や保護者の費用負担が発生する場合がございます。

Q5-5	育児休業を延長するにあたり、利用開始希望月の翌月以降も園に入れたいことを証明する書類を発行してもらうことはできますか？また、その際はどのような手続きが必要となりますか？
A	利用開始希望月の入園が叶わなかった場合、保育施設等利用保留通知書を発送いたします。また、保留の有効期限に応じて翌月以降も自動的に選考対象となり、選考の結果入園が叶わなければ、改めて保育施設等利用保留通知書を発行いたします。

Q5-6	両親共に育児休業を取得した場合、園は継続できますか？
A	両親共に育児休業事由で園を利用することはできません。母の認定事由が妊娠・出産の期間内であれば父の育児休業事由での園の利用は可能です。

その他

Q6-1	保活はいつから始めたらいいですか？
A	保育園の入園は各ご家庭の状況にあわせてそれぞれのタイミングで始めていくことをおすすめします。入園は1か月単位で可能ですが、定員等もあるので園庭開放等を利用して早めに相談することが大切です。

Q6-2	こどもの発達について気になっていますが、入園できますか？
A	心配なお気持ちがある場合は、こども発達センターなどへ相談ができます。子どもの発達に合わせた適切な施設への入園を考えましょう。特別支援保育の申込みも可能です。

Q6-3	ならし保育の期間は必要ですか？
A	初めての環境に慣れるための大切な期間です。子どもの様子を見ながら進めていきますので、入園当初から長い時間のお預かりは対応できません。仕事の時間等の調整を検討してください。

Q6-4	食物アレルギーへの対応はできますか？
A	生活管理指導表が必要です。除去食の提供にあたっては、各園の状況により、弁当の持参となる場合もあります。詳しくは、園へお問合せください。

Q6-5	公立園と私立園の違いはありますか？
A	保育料は、公立・私立とも同じですが、主食費・副食費は各園で異なります。また、保育内容についても地域の特色や園の伝統等により違いはありますが、基本的には同じです。

【豊橋市保育課ホームページ】



豊橋市こども未来部保育課(東館2F)
TEL 0532-51-2323
FAX 0532-56-5133